

第1回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

平成28年2月18日

西知多医療厚生組合議会

平成28年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の氏名	5
会期の決定について	5
諸般の報告について	6
一般質問について	
神野久美子議員	6
1 病院について	
夏目豊議員	11
1 開院1年目を迎え、院長の思いについて	
2 し尿処理施設の運営について	
辻井タカ子議員	16
1 病院の経営状況について	
2 臨床研修医が集まる取り組みについて	
3 病院改革プランの策定について	
西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例及び西知多医療厚生組合 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	24
西知多医療厚生組合情報公開条例等の一部改正について	25
西知多医療厚生組合監査委員に関する条例の一部改正について	29
西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	31
西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について	33
西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に ついて	38
西知多医療厚生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部改正 について	40
西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に ついて	42
西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	43
西知多医療厚生組合行政不服審査法施行条例の制定について	48

西知多医療厚生組合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の制定に ついて	51
損害賠償額の決定について	54
平成27年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）	57
平成27年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第1号） ..	59
平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）	60
平成28年度西知多医療厚生組合一般会計予算	63
平成28年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算	68
平成28年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算	74
平成28年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算	78
平成28年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算	83

平成28年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 平成28年2月18日 午前9時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員(14人)

1番 早川直久

8番 古俣泰浩

2番 蔵満秀規

9番 伊藤正治

3番 田中雅章

10番 伊藤公平

4番 井上正人

11番 大村 聡

5番 工藤政明

12番 夏目 豊

6番 神野久美子

13番 荻田信孝

7番 辻井タカ子

14番 勝崎泰生

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成28年2月18日 午前9時30分

閉会 平成28年2月18日 午後2時38分

第1日 (2月18日)

1 出席議員(14人)

1番	早川直久	8番	古俣泰浩
2番	蔵満秀規	9番	伊藤正治
3番	田中雅章	10番	伊藤公平
4番	井上正人	11番	大村聡
5番	工藤政明	12番	夏目豊
6番	神野久美子	13番	荻田信孝
7番	辻井タカ子	14番	勝崎泰生

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	宮島壽男	副管理者	鈴木淳雄
副管理者	近藤福一	副管理者	渡辺正敏

[総務部]

総務部長	小川隆二	総務課長兼 衛生センター所長	岩田光寿
------	------	-------------------	------

ごみ処理施設建設課長 矢野明彦

[公立西知多総合病院]

公立西知多総合病院長	浅野昌彦	病院事務局長	天木洋司
病院事務局次長兼 医事課長	岩堀良治	管理課長	深谷篤孝

管理課課長兼 経営戦略室長	岡田光史	管理課人事管理室長	中野成治
------------------	------	-----------	------

健診事務課長

杉山誠一

[看護専門学校]

看護専門学校長	竹内晴子	庶務課長	前田達郎
---------	------	------	------

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長 沢田稔幸 健康福祉監 坂 祐治
[知多市]

環境経済部長 立川泰造 健康福祉部長 永井 誠

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 村川美代子 書記 牧野達弘
書記 西山和智

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	1	西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例及び西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
6	2	西知多医療厚生組合情報公開条例等の一部改正について
7	3	西知多医療厚生組合監査委員に関する条例の一部改正について
8	4	西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
9	5	西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について
10	6	西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
11	7	西知多医療厚生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部改正について

1 2	8	西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
1 3	9	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
1 4	1 0	西知多医療厚生組合行政不服審査法施行条例の制定について
1 5	1 1	西知多医療厚生組合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の制定について
1 6	1 2	損害賠償額の決定について
1 7	1 3	平成 2 7 年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第 2 号）
1 8	1 4	平成 2 7 年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
1 9	1 5	平成 2 7 年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第 1 号）
2 0	1 6	平成 2 8 年度西知多医療厚生組合一般会計予算
2 1	1 7	平成 2 8 年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算
2 2	1 8	平成 2 8 年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算
2 3	1 9	平成 2 8 年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算
2 4	2 0	平成 2 8 年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月18日 午前9時30分開会)

議長（早川直久）

おはようございます。本日は御多忙の中、御参集いただきまして、大変御苦労さまです。

現在の出席議員は、14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから平成28年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（宮島壽男）

皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成28年第1回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日御提案いたしておりますのは、西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例及び西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について始め20件の議案でございます。何とぞ十分な御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（早川直久）

ありがとうございました。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、3番田中雅章議員、12番夏目豊議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(早川直久)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項及び第199条第9項の規定により、監査委員から議長のもとに、平成27年9月分から同年11月分までの例月出納検査結果の報告並びに定例監査結果の報告が提出されましたが、お手元にお配りしましたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第4「一般質問について」を議題といたします。

配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしくお願いたします。残時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残時間がなくなりますと卓上ベルでお知らせいたします。

それでは、一般質問に入ります。

6番神野久美子議員の発言を許します。

6番(神野久美子)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問事項1、病院について質問します。

原則として2年に一度の診療報酬の改定がされます。2016年度診療報酬の全体改定率は1.03%引き下げられることになりました。医師らの技術料などの診察料は0.49%分引き上げ、薬価で1.22%分を下げ、材料価格で0.1%分下げるといことです。改定により処方薬などの患者さん負担は来年4月から今より安くなります。一方、初・再診料や検査料、処置料など、本体部門と呼ぶ診察料は増額会計になるので、薬代や材料代以外の患者さん負担は今よりも増えます。どの費目を増やすかは、中央社会保険医療協議会で決めます。各科の改定率は医科0.56%、歯科0.61%、調剤の0.17%となっています。7対1看護について、

一般病棟入院基本料の施設基準である重症度、医療・看護必要度について、基準値が25%以上となり、クリアできるか心配なところです。

質問要旨1、診療報酬会計で、どのような影響が考えられるかお伺いします。

昨年11月議会で開院後の病院経営について質問をさせていただきました。順調に推移しているということで安心したのですが、1月に入り、医師や看護職の退職者が今年度多いとお聞きしました。

質問要旨2、今年度末までの医師や看護職の退職者数と年齢、退職に至った経緯はどのようなか、また、退職者を減らす方策を考えているかお伺いします。

医師不足で産科の開設ができません。合計特殊出生率が平成26年度1.82の東海市でお産ができないという状況を何とかしたいという皆様の願いを実現したいと思います。産科医の派遣については、何度も医局にお願いに行っていたことは承知しておりますが、その後、どのようなになっているのでしょうか。

質問要旨3、産婦人科医の確保状況はどのようなかお伺いします。

昨年11月の新聞に、「厚生労働省は母子ともに健康で困難が伴わない出産について、産科医なしに助産師だけで対応できるよう全国の病院に促す。」とありました。人手不足が深刻な産科医の負担を軽くし、高齢出産などリスクが高い妊婦への対応に専念しやすくする、助産師を多く配置する病院を補助金などで優遇するということです。助産師は独立して正常分娩の介助や妊婦健診ができます。助産師が健診や保健指導を行う助産師外来や、助産師だけでお産を扱う院内助産を実施する施設が増えています。助産師外来は2012年には490カ所と4年前の1.8倍、院内助産は2.6倍の82カ所になりました。

質問要旨4、助産師のスキルアップと役割の拡大のため、助産師外来や院内助産を実施する考えはあるかお伺いして、第1質問を終わります。

管理者（宮島壽男）

神野久美子議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、病院についてでございますが、現在、次期診療報酬の改定が進められておりますが、改定内容によっては西知多総合病院の経営や医療機能に少なからぬ影響がございます。東海・知多両市において急性期医療を担うべき病院といたしましては、地域医療構想や地域医療連携を念頭に置きながら、より質の高い医療の提供と健全な経営が図られますよう改定情報の収集に努めまして、対応策の検討を

進めてまいりたいと思います。

各質問事項につきましては、病院長及び担当部長等から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

病院事務局次長（岩堀良治）

質問事項1、病院についての1点目、診療報酬改定でどのような影響が考えられるかでございますが、このたびの診療報酬改定では、主に急性期病床を削減し、病院や病床の機能再編を促す方向性に基づく改定と認識いたしております。改定における最も大きな影響としては、7対1入院基本料の施設基準の1要件である重症度、医療・看護必要度に関する見直しがございます。現行では重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合が、入院患者全体の15%以上となっておりますが、改定により評価項目の追加はあるものの、25%以上に引き上げられる予定でございます。

当院における新基準でのシミュレーションでは、若干ですが、25%を上回る結果が出ておりますので、改定後においてもICUを除く全病棟で7対1入院基本料を算定できる見込みではございますが、患者さんの状況によっては新基準を達成できない場合も想定され、一部の病棟については10対1入院基本料病棟への転換等施設基準の見直しを検討する必要がある可能性もございます。

今回の改定では、7対1入院基本料病棟と10対1入院基本料病棟との混在が認められましたが、あくまでも経過措置であり、その後において7対1入院基本料病棟の病床数を縮小しなければなりませんので、今後の病棟編成につきましては入院患者さんの分析や診療報酬改定の詳細を見極めつつ、慎重に検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

病院事務局長（天木洋司）

続きまして、2点目、今年度末までの医師や看護師の退職者数と、年齢、退職に至った経緯はどのようなか、また、退職者を減らす方策を考えているかでございますが、昨年5月1日の開院から今年度末までの退職及び見込み数で、医師は大学医局の人事異動によるものが11人、自己都合によるものが3人で計14人、年齢構成は20歳代3人、30歳代4人、40歳代6人、50歳代1人でございます。看護師は20歳代・30歳代で10人、40歳・50歳代で10人の合計20人でございます。

主な退職理由といたしましては、医師は大学医局の人事異動以外では、急性期に特化したこと等による勤務環境の変化等で、看護師は家庭の事情やメンタルによるものでございます。

退職者を減らす方策といたしましては、職員全体のメンタルサポート対策として、専門のカウンセラーに相談できる体制をつくっているほか、管理・監督者向けには部下へのサポート方法の講習会を開催しております。また、看護局では看護師が気楽に相談できる場として、さくらルームを毎日開設し、看護局幹部職員が交代で相談に当たっております。そのほか事務局においても各部門と連携をして、悩みを抱えた職員が孤立しないよう、積極的に声かけや個別相談に応じているところでございます。いずれにいたしましても、病院の基本方針にあるとおり、職員がやりがいを持ち、安心して働くことができる職場環境を整え、少しでも退職者が減るよう努力してまいります。

公立西知多総合病院長（浅野昌彦）

続きまして、3点目、産婦人科医の確保状況はどのようになっているかでございますが、現在、産婦人科医を確保していくことが重要課題であります。2月2日には東海・知多両市長とともに名古屋大学産婦人科医局へ直接出向き、医師派遣をお願いいたしました。こうした努力の結果として、この3月から現在の非常勤産婦人科医1名が常勤化されます。そして、4月には更に名古屋大学から常勤1名の赴任が確定しております。この常勤医師3名体制となる予定でございます。この3名体制は分娩を行う最低限の条件として考えておりますが、今後は分娩開始に向けて院内の体制確保、そして他院との連携体制をしっかりと構築して、できるだけ早期に分娩を開始できるように努めてまいります。

病院事務局長（天木洋司）

続きまして4点目、助産師のスキルアップと役割の拡大のため、助産師外来や院内助産を実施する考えはあるかでございますが、3点目の御質問でお答えいたしましたとおり、産婦人科医の確保について進展があり、当院としては医師による安全な分娩の取り扱いができる体制を一刻も早く確立することが急務と考えております。助産師外来や院内助産につきましては、医師による安全な分娩体制、バックアップ体制を整えた上で実施する必要があると認識しておりますので、今後の医師の分娩開始後の状況を見極めた上で検討をしてまいります。現在は助産師による産後ケ

アとして、出産後2カ月までの母親を対象に、心身を癒やし、安心して育児ができるよう、宿泊ケア、デイケアを実施いたしております。

なお、助産師のスキルアップとして、今年度は2人の助産師を半年間にわたり他病院に研修派遣し、知識・技能等の向上を図り、様々な面で経験を積みさせているところでございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

神野議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

6番（神野久美子）

2点の再質問をお願いいたします。

質問要旨の2なんですけど、先ほどさくらルームという、そういう相談を受ける場所がありますということだったんですけど、何人ぐらい利用されたのかということと、それと4の助産師のスキルアップの関係ですけれども、宿泊ケアとかデイケア、そういった利用をされているその人数がわかりましたら教えていただきたいと思えます。

病院事務局長（天木洋司）

まず、1点目の看護局によるさくらルームでございますが、まず開設時間が大体夕方5時ぐらいからだったと思うんですけども、そういった勤務時間終わり頃に、勤務が終わった看護師が相談をできるということで、院内の食堂の横に小さな会議室がございまして、そちらの中で開設をしております。利用なんですけれども、直接何人という資料を持ち合わせておりませんが、看護局に聞くところによりますと、毎日1人あるかどうかというようなことだというふうには聞いております。

それから、あと、2点目になりますけれども、産後ケアのほうの利用状況でございますけれども、産後ケアの利用につきましては、新病院ではまだ実績がございません。旧東海市民病院のほうでは、少し利用はございましたけれども、現病院のほうでは利用がまだない状態でございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

神野議員、要望がありましたら発言を許します。

6番（神野久美子）

これで終わります。

議長（早川直久）

以上で、神野久美子議員の一般質問を終わります。

続いて、12番夏目豊議員の発言を許します。

12番（夏目豊）

議長のお許しをいただきましたので、先の通告に従い質問させていただきます。

1番目は、開院1年目を迎え、院長の思いについてです。

公立西知多総合病院は、平成27年5月1日に開院し、間もなく1年を迎えようとしています。今年の今ごろは建設工事が終わり、病院機能の移転をはじめとした開院前の準備真っ盛りだったと思います。病院は開院後1年たっていませんが、開院前の準備を含めれば1年は経過しました。ハード面、ソフト面でいろいろな課題や評価があったと思いますが、浅野院長自ら先頭に立って断らない救急をはじめ、着実に質の高い医療を提供していただいています。この1年間の関係者の皆様の御苦労、御尽力に対し感謝を申し上げます。

そこで、この1年を振り返り、さらなる医療体制の充実に向けた思いについて伺います。

1点目、これまでの病院経営の成果と課題について、2点目、これからの病院経営についてです。

次に、2番目は、し尿処理施設の運営についてです。

本組合では、現在では公立西知多総合病院、公立西知多看護専門学校、ごみ処理施設建設も含めた総合的な事業展開を行っています。しかし、前身は昭和39年4月に設立された西知多衛生組合で、主な事業はし尿処理でした。昭和51年3月に2代目の衛生センターが完成して稼働を開始し、その後、平成8年3月に現在の施設が稼働し、20年を迎えようとしています。下水道の普及により、処理量も減少傾向にあります。今後の設立基準や方針を考えた場合や、今後の施設運営に係る経費削減を考えると、例えば衣浦西部流域下水道における共同汚泥処理事業の第2期事業への参画を考えれば、汚泥焼却施設の維持管理や施設更新費用の削減ができるのではと思っています。一步進めて、搬入量の減少を踏まえ、し尿や浄化槽汚泥を両市の浄化センターへの直接投入を行えば、衛生センターもなくすことができるのではと思っています。以上のことを踏まえ伺います。

1点目、現設備の稼働期間と見通しについて、2点目、将来の施設のあり方の検討についてです。

答弁、よろしく願いをいたします。

管理者（宮島壽男）

夏目豊議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、病院1年目を迎え、院長の思いについてでございますが、西知多総合病院は、東海・知多両市を含む知多半島北西部地域におきまして急性期医療を担う中核病院として、断らない救急、病診連携の強化などに力を入れ、運営しております。開院当初と比較して、入院・外来患者数も増加傾向にあり、今後も様々な取り組みにより市民の皆様から信頼される病院を目指してまいります。

各質問事項につきましては、院長及び担当部長から答弁させますので、よろしく申し上げます。

公立西知多総合病院長（浅野昌彦）

御質問ありがとうございます。質問事項1、開院1年目を迎え、院長の思いについての1点目、これまでの病院運営の成果と課題についてでございますが、5月の開院以来、救急医療の充実と地域医療連携の強化を大きな使命として病院を運営してまいりました。救急医療につきましては、救急専門医2名を含む専従スタッフによる救急診療センターを中心に、全診療科が後方支援に当たり、24時間断らない救急医療を実践してまいりました。5月から12月までの実績は、1日平均53.4名の救急患者を受け入れており、救急車については1日平均11.9件を受け入れております。これは旧2病院の合計7.5件をはるかに上回っている状況でございます。確実に診療機能が向上していると考えております。

地域医療連携につきましては、電話、ファックスによる紹介、逆紹介に加え、インターネットウェブを利用した地域連携ネットワーク、さくらねつとを開設し、開業屋さんからの診療、そして検査の予約をはじめ、検査結果などを登録医に直接配信できるシステムを整備し、運営しております。また、患者さんの相談、入退院支援、地域医療機関との連携を一元的に対応する組織としまして、患者サポートセンターを設置しております。このセンターにより地域医療機関との連携が円滑化するように努めており、5月から12月までの紹介率は42.8%、逆紹介率は46.9%となっております。

課題としましては、更なる医師の確保をはじめ、連携強化による紹介率、逆紹介率の向上、看護師確保による現在休床している2病棟、これを早期運用開始、そしてできるだけ早い時期での分娩開始を行いたいと考えております。

続きまして2点目、これからの病院運営についてでございますが、断らない救急の継続、地域医療連携の一層の推進を図るほか、この4月からはDPC対象病院となります。このDPCというのは、診断群分類による包括支払い制度となりますので、この機能を生かすために、後発医薬品への切替えや手術前検査の外来化など、さまざまな工夫によりまして収益性の向上を目指しております。しかしながら、患者さんにはこのDPCの情報を十分に行い、御理解を求めてまいります。

また、28年度におきましては、患者中心の医療の推進、良質の医療の提供を図るため、できるだけ早期の病院機能評価の取得を目指して病院全体で受診準備を進めてまいります。そして、経営指標に係る数値目標の設定、目標達成に向けた具体的な取り組みを含めた公立病院改革プランの策定により、経営の効率化を図っていきたいと考えております。

なお、今後、医師、看護師等の医療スタッフを充実し、更なる医療の質の向上に努めて、なおかつ健全経営を図るように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

総務部長（小川隆二）

質問事項2、し尿処理施設の運営についての1点目、現設備の稼働期間の見通しについてでございますが、し尿処理施設は処理工程において、設備、機器が腐食性環境にさらされるため、性能低下や損耗の進行が速く、施設の稼働期間は比較的短いとされておりました。しかし、現在稼働している多くの施設は、昭和50年代以降、放流水質基準の強化、し尿搬入量及び性状の大きな変化への対応などの理由から更新が行われており、更新後の施設は生物学的脱窒素処理方式や各種高度処理方式による技術が採用され、高度な性能を確保しつつ、稼働期間の延長にも取り組んでいます。

県内の公共団体の管理する施設は33施設が稼働しており、このうち12施設が30年以上稼働しており、また、40年以上稼働する施設も5施設あります。本組合の施設は、平成8年3月に稼働し、20年を迎えようとしていますが、他の施設の稼働年数や現状の設備保全状況から、今後も十数年間は稼働が可能と考えており

ます。特に本施設は構成市の御理解のもと、中長期的な維持管理、更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化するため、経済性を踏まえつつ、予防的な修繕等を実施することで、機能を保持、回復させ、これにより大規模改修を回避し、設備の延命化に取り組んできたところでございますので、稼働期間の延長も可能と想定されます。

こうしたことから、来年度は施設整備方針検討業務委託を計画しております。この施設整備方針検討業務は、現在の設備能力や運転管理状況を調査し、当初の設計基準との比較の中で、受入貯留設備、脱臭設備、高負荷脱窒素処理設備、汚泥処理設備、高度処理設備といった主要設備や、建屋を含めた施設全体の機能評価をしてまいります。その上で、今後の設備更新や修繕計画を検討してまいります。将来に渡って施設として必要な機能が確保できるのか、また、必要な費用はどの程度かかるのかといった経済性を含めた検討を行い、現設備の稼働期間と見通しを立ててまいります。

続きまして2点目、将来の施設のあり方の検討についてでございますが、本施設の処理状況は、平成26年度実績でし尿が3,047キロリットル、浄化槽汚泥が2万2,910キロリットルを処理しておりますが、この処理量は10年前と比較するとし尿で47.2%の減少、浄化槽汚泥で19.9%の減少となっております。公共下水道の普及に伴い、この処理量の減少幅は平成22年度以降が大きく、今後5年間では現状の最大76%程度への逡減を想定しております。このため、処理量が減少する中では、処理量に対する設備の規模が適正かどうか、し尿収集量の減少とともに、浄化槽汚泥混入率の増加により、どれほどの処理効率が低下するか、また、これによる設備の改善が必要かどうかなど、今後の設備修繕方針として施設のあり方を検討しなければならない時期に来ております。

その一方で、施設・設備の維持管理では、環境保全対策の強化、地球温暖化防止対策への貢献などのほか、インフラ長寿命化の方針による施設延命化の推進が社会的にも求められています。こうした中で、効率的な施設の管理運営を進めるためには、設備の延命化によるライフサイクルコストの最小化を目指し、さらに処理量の減少に伴い、設備の縮小や処理工程の一部委託化や共同化、また、これに伴う設備改修経費、設備運転経費などを比較検討し、将来的な施設のあり方を検討していく必要があります。ここでは御質問にありました汚泥処理についても、現在、この焼

却処分に焼却施設の維持管理、最終処分場への搬入経費等で毎年約3,500万円程度の処理経費を要することから、汚泥処理の共同化事業など、外部の廃棄物処理施設の活用等についても検討事項とし、また、環境に与える負荷の軽減等も考慮しながら、効率性と安全性の両面から検討してまいりたいと考えております。

こうした課題を踏まえ、平成28年度では施設整備方針検討業務委託の中で、将来的な施設のあり方について総合的に調査してまいりますので、よろしくお願ひします。

議長（早川直久）

夏目議員、再質問、または要望がありましたら発言を許します。

12番（夏目豊）

それでは、要望させていただきます。

1番目ですが、浅野院長の力強い決意を伺うことができました。2年目も多くの課題や新たな取組みがあると思いますけども、大変だと思いますが、私からはただ一言、よろしくお願ひをいたします。

それから、2番目ですが、施設整備方針検討による部長の答弁でした。経済性も重要な要素ですが、施設の安全・安心の医療も含めた検討をお願ひいたします。とりわけ私が議員になってはじめて疑問に思ったのは、下水道と農業集落排水は同じ処理をするのになぜつなげれないのかという思いがありました。知多市ではようやく農業集落排水を下水道に接続して、農業集落排水の処理場はなくすことができるというような方針が決められて、ここまで進められようとしています。このようにいろんな経過の中でいろんな可能性が多分出てくると思いますので、それらも含めてよろしくお願ひしたいなと思っています。

最後に、今回の一般質問を行うに当たり、気づいたことがあります。本組合のホームページに、浄化センター、し尿処理施設について調べようとアクセスしましたところ、ごみ処理施設建設や公立西知多総合病院、公立西知多看護専門学校については個別にアクセスするページが準備されていましたが、本組合の原点である衛生センター事業に関するページがありませんでした。施設全般の紹介や搬入状況や放流水の水質等を含めた他の事業と同様に表示できるような整備をお願ひすることを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（早川直久）

以上で、12番夏目豊議員の一般質問を終わります。

続いて、7番辻井タカ子議員の発言を許します。

7番（辻井タカ子）

提出させていただいた順序に従い一般質問を行わせていただきます。

最初に、新病院の経営状況について質問をいたします。

中央社会保険医療協議会は、この10日、医療サービスや薬の法定価格である診療報酬の2016年度改定内容をまとめ、厚労省に答申しましたが、入院では患者追い出しを狙って重症者への絞り込みを進め、看護体制が最も手厚い7対1病棟は、重症患者の割合を15%以上から25%以上に引き上げます。自宅に退院させる割合も75%以上から80%以上に引き上げ、退院支援加算なども新設します。外来患者には、紹介状なしで大病院を受診した際に、初診時5,000円以上、再診時2,500円以上を徴収し、強引に受診を控え押さえ込みます。薬局には薬剤費を減らす役割を担わせるため、患者の服薬指導などを行う雇い付け医局への報酬を新設し、特定病院の処方せんを扱うだけの大型駅前薬局についても、報酬を削減し、再編を進めます。在宅診療でも、難病やがんなど重症者への対応を行わせるため、重点評価を行います。また、残薬削減の名で湿布の処方枚数を1回70枚までに制限等を行い、実質1.3%削減となります。入院でも外来でも在宅でも徹底した医療費削減推進の内容となっています。

2002年から2008年の診療報酬改定で、自公政権が削減した診療報酬は7.68%、年間2.6兆円にものぼりました。これが医療崩壊を引き起こす大きな要因になっています。申すまでもなく、当病院建設に至ったのも、診療報酬削減による経営悪化、加えて医師不足からです。今回の改定が急性期病院としてスタートした当病院の経営計画に悪影響を及ぼすのではと危惧するところです。

国が今やるべきことは、診療報酬を増額し、地域医療の立て直しを図ることではないでしょうか。全国自治体病院協議会会長の邊見先生は、「医療・教育というのは、日本の二大基幹産業だと思っている。こんな豊かな平成の時代に、医療と教育を切り捨てるのか。行き過ぎた集約には反対だと言ってきた。公立プランの1期るときから3つの視点は全部財政の視点であると言っている。患者の視点とか医療スタッフの視点とかというのがなかったらいかん。そして、災害時に活躍できるような医師にしても余裕があるぐらいでなければならない。」と、最近読んだ本の中で

述べてみえます。この本から、患者の視点とか医療スタッフの視点を取り入れ、本来の医療はどうあるべきかというところから業務を見直すこと、そして、医療スタッフが気持ちよく張り切って仕事ができるようにすることが何よりも大切だと感じました。

院長は、ホームページの新年の挨拶で、「地域で完結する医療提供体制の中で、急性期医療を担う中核病院として診断と入院治療、手術治療を行い、無事に退院していただくことが役割、地域医療連携を推進し、信頼され、愛される病院になるよう、職員一同努力してまいります。」と述べてみえます。私は同時に、自治体病院は病気を治すだけではなく、地域全体の健康度を向上させるため、保険行政や福祉行政と連携して、医療という専門性を遺憾なく発揮していただきたいと思い、これを期待するところです。

そこで、1点目、入院外来患者数、手術件数等の状況分析と経営上の問題点、課題をどのように考えているのか、2点目、医師の月当たり勤務時間、当直回数の最大値、平均値はどうか、また、課題をどのように考えているのか、3点目、診療報酬の改定が打ち出されているが、影響をどのように考え、対策を考えているのか、お尋ねをいたします。

2番目の質問は、臨床研修医が集まる取り組みについてです。

医師不足が重大な社会問題になり、この間、国も医学部定員の拡大に乗り出しました。しかし、医師数がOECD加盟国の平均より11万人も少ない現状からすれば、更に抜本的な医師増員や医師養成への国の支援が必要になっています。日本では一人前の医師になるためには、最低でも10年はかかると言われています。医師数が増えてくるのは、10年後、20年後になることから、医師を確保することはどこの病院も重要な課題で、競い合いとなっています。医局から医師派遣をお願いすることも大変重要ですが、自ら医師を獲得する、医師を育て、スタッフになって残ってもらえるようにならなければなりません。初期臨床研修医を何人受け入れられるのか、後期臨床医も集まる魅力ある病院にしていかななくてはなりません。それは看護師も同様です。

そこで、1点目、臨床研修医の受け入れには教育機能の充実が求められるが、現状はどうか、また、課題をどのように考えているのか、2点目、臨床研修医の定員を増やし、研修後に当病院で働いてもらえる医師を育てる考えはどうか、3点目、

看護師の臨床実習病院として、学生たちの受け入れ状況はどうか、また、課題をどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

3番目の質問は、病院改革プランの策定についてです。

県の医療構想と連動して新たな病院改革を確定することになります。基本的な考え方は前回の経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの柱、地域医療の構想を踏まえた役割の明確化が新たに追加されています。県の地域医療構想における2025年度の必要病床数は5万9,187床から5万7,773床と1,414床の削減となることが、医療審議会、医療体制部会のたたき台で示されました。その特徴は県全体で高度急性期を2分の1以下、急性期の2割減とする一方、回復期は1万4,000床増加させるとしています。

地域性を考慮せず、厚労省が与えられた数字を機械的に当てはめ、急性期病床を大幅に減らすことは、勤務医を始め医療関係者のさらなる負担となり、結果として医療難民を生み出すことにつながりかねません。地域医療は地域のためにあるので、全国一律の基準でははかれないことから、当病院としても急性期医療の必要性など、地域医療を充実させる方向から、病院としての立ち位置を明確にし、訴えていかなければなりません。

そこで、1点目、新公立病院改革プランの策定内容とスケジュールはどうか、また、基本的考え方はどうかお尋ねをいたします。

先の質問の方と重複する部分もありますが、よろしく願いをいたしまして、第1質問を終わります。

管理者（宮島壽男）

辻タカ子議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、新病院の経営状況についてでございますが、西知多総合病院につきましては、5月の開院以来、旧2病院と比較し、入院患者数や救急患者受け入れ数の増加など、地域の急性期医療を担う中核病院として役割を果たしてまいりました。今後とも院長を中心に、全ての病院職員が心をひとつにいたしまして、質の高い医療提供と健全経営を目指してまいりたいと思います。

各質問事項につきましては、院長及び担当部長等からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

病院事務局長（天木洋司）

質問事項1、病院の経営状況についての1点目、入院外来患者数、手術件数等の状況分析と経営上の問題点、課題をどのように考えているかでございますが、1日平均入院患者数は5月から12月までで280.5人、稼働病床378床に対する稼働率は74.2%でございますが、12月のみでは303.5人、稼働率80.3%、1日平均外来患者数も5月から12月までで801.7人に対して、12月は902.5人となり、順調な伸びとなっている状況でございます。

手術件数につきましては、5月から12月までで1,971件、東海・知多両市民病院の前年同時期の件数は1,722件でございますので、249件の増となっております。また、件数の多い診療科は、外科525件、整形外科533件、眼科279件、泌尿器科219件などとなっております。また、手術件数には含まれておりませんが、内科系においても循環器内科で心臓カテーテル手術等161件、消化器内科で内視鏡下手術625件が行われております。

経営上の問題点、課題といたしましては、分娩の受け入れ体制が整っていないこと、7階病棟90床が休床となっているため、想定していた入院患者数の受け入れができていないことなどがございます。今後、できるだけ早い時期の分娩開始を目指した体制づくりや、医師、看護師を始め、必要な医療スタッフの確保に努力をしてまいります。

続きまして2点目、医師の月当たり勤務時間、当直回数の最大値、平均値はどうか、また、課題をどのように考えているかでございますが、医師の1カ月当たりの勤務時間は1日7時間45分の平均20日勤務として155時間に、平均の時間外勤務19.2時間を加え、174時間程度でございます。時間外の最大値は1カ月当たり50時間でございますが、これは患者の急変等で24時間の透析を行ったことによるものでございます。当直回数は最大月5回、平均2.5回となっております。

課題といたしましては、若手医師がICU（集中治療室）の当直に交代で入りますので、その意味において少々負荷が高くなっていることでございます。また、24時間断らない救急を継続するためには、当直に当たるために必要な一定の医師数が必要であり、引き続き医師確保に努力をしてまいります。

病院事務局次長（岩堀良治）

続きまして3点目、診療報酬の改定が打ち出されている影響をどのように考え、

対策を考えているのかでございしますが、このたびの診療報酬改定において、当院が受ける最も大きな影響としては、7対1入院基本料の施設基準の1要件である重症度、医療・看護必要度の見直しと認識しております。現行の15%以上から評価項目を追加し、25%以上に引き上げる見直しを実施されることで、7対1入院基本料の施設基準の取得がより困難な方向となってきております。

当院における新基準でのシミュレーションでは、若干ですが25%を上回る結果が出ておりますので、全病棟で7対1入院基本料を算定できる見込みではございますが、新基準では達成できない場合の対策といたしましては、10対1入院基本料病棟への転換と、施設基準の見直しを検討する必要がある可能性もございます。今回の改定では、経過措置として7対1入院基本料病棟と10対1入院基本料病棟との混在が認められましたが、その場合、その後は7対1入院基本料病棟の病床数を縮小しなければならなくなるということもあり、今後の病棟編成につきましては、入院患者の分析や診療報酬改定の詳細を見極めながら、慎重に検討してまいります。

病院事務局長（天木洋司）

質問事項2、臨床研修医が集まる取り組みについての1点目、臨床研修医の受け入れには教育機能の充実が求められるが現状はどうか、また課題をどのように考えているかでございますが、現在、臨床研修医は2年目が2人と1年目が3人在籍をいたしております。当院の臨床研修プログラムの特色としては、地域に密着した医療を経験し、プライマリーケアにも対応し、患者さんを全人的に見ることによって、医師としてのスタイルとプロフェッショナルリズムの確立を目指すこととし、研修計画については研修委員会、チューターと称して研修全般に関する助言を行う中堅医師、研修医本人が話し合っフレキシブルに対応をいたしております。それとともにチューターと各科指導医が協力して研修を行うことといたしております。必修科目には内科、外科、救急部門が指定をされ、選択科目は履修可能な全ての診療科目の中から選択をして実施をしております。現在、選択科目のうち精神科と産婦人科については、他病院で履修をしておりますが、今後分娩を開始し、症例数がふえてくれば、当院で履修可能となり、より充実した教育環境になると考えております。

公立西知多総合病院長（浅野昌彦）

続きまして2点目、臨床研修医の定員を増やし、研修後に当院で働いてもらえる医師を育てる考えはどうかでございますが、現在の臨床研修医制度では、研修医の

募集定員が国と県が決定しております。当院におきましては、27年度から研修を開始する募集定員を4名、そして次年度、28年には1名増しの5人定員となっております。幸いなことに来年度は募集定員と同じ5名の研修医を確保できる見通しでございます。

研修医の募集定員を増やすことは、県、そして国が最終的に決定することから、なかなか当院だけでは困難ではございますが、多くの医学生に選んでもらえる病院となるとともに、指導体制の強化を含め、少しでも配分枠を増やしていただけるように努力しております。

また、研修医には研修後、引き続いて当院で就労してもらえるように、研修中から目指す診療科を把握し、指導医をもとにフォローアップを行うように努めておるところでございます。

病院事務局長（天木洋司）

続きまして3点目、看護師の臨床実習病院として学生たちの受け入れ状況はどうか、また、課題はどのように考えているかでございますが、新病院開院以来、延べ128日間にわたり延べ2,342人の学生を受け入れております。こうした実習の受け入れは、看護師確保の観点から見ますと、学生に当院をPRする格好の機会と認識をいたしており、実習生を受け持つ看護局においても、就職先として当院を希望してもらえるような意識を持ちながら対応いたしているところでございます。また、実習を受けた学生からは、修学資金貸与について問い合わせがあるなど、受け入れの効果が少しずつ出始めているところでございます。

課題といたしましては、実習生の増加に伴い、実習現場におけるスタッフの負荷が高まることや、学生が興味をもつように実習内容の充実を図っていく必要がありますが、学校側との連携を密にして対応をいたしてまいります。

続きまして質問事項3、病院改革プランの策定についての1点目、新病院改革プランの策定内容とスケジュールはどうか、また、基本的考え方はどうかでございますが、新病院改革プランは、総務省通知による新公立病院改革ガイドラインにおいて、内容及び策定期限について、地域医療構想を踏まえた役割の明確化、経営の効率化、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しの4つの視点に立ち、平成27年度または平成28年度中に策定するものとされておりますので、今後、平成27年5月の開院後の状況を分析し、この4つの視点に沿った内容で28年度中に策定

を図るものでございます。

また、基本的考え方といたしましては、県において策定中の地域医療構想との整合を図り、知多半島医療圏において急性期医療の担い手として安定稼働に向けた経営努力を行い、慢性期病院との病病連携、開業医との病診連携により、この地域での重要な役割を継続的に担っていけるよう策定を図ってまいります。

以上でございます。

議長（早川直久）

辻井議員、再質問、または要望がありましたら発言を許します。

7番（辻井タカ子）

最初にですけれども、医師の月当たり勤務時間ということで、当直についてですけれども、若い方を中心にしながら、当直も進められていただいているということで、当直といえば大変な状況になるのではないかなというふうに推察しているところですが、私が個人的に調べますと、当直は要するに当日の診療を終えて、診療からずっと1日をやって、次の勤務を終えていくようなパターンが多くの病院で見られるというふうにお聞きしているんですけども、そうする中と、その当直時間が32時間余りになるというふうなことをお聞きしているんですけども、当病院でも通常勤務以後、夜勤勤務を続けて、翌日通常勤務に入っていられる当直時間というふうになると、こういうふうになるのかという点についてちょっとお聞きをしておきたいというふうで、1番目の2点目です。

それから、3点目の診療報酬の影響についてですけれども、25%を維持していかなければならないということになるわけですが、一応、今後の経緯を見ながら、経過措置がとられていくということですが、この経過措置はどれぐらいの経過措置を今回の提案の中では見られる中で、10対1との関係が始まるのかという点についてお願いをしたいと思います。

病院事務局長（天木洋司）

再質問の1点目の勤務医の当直に伴っての勤務状況についてのお尋ねでございますが、当病院におきましては、8時30分から17時15分までの勤務時間終了後、当直に入りまして、翌朝の8時30分までの間、当直を行います。引き続き、御質問にありましたように、勤務に当たるわけなんですけど、午前中をもって勤務を終了ということで、昼からは勤務を要しないということにいたしておりますので、翌日

は半日勤務という状況で帰っていただいているような体制をとっております。

以上でございます。

病院事務局次長（岩堀良治）

2点目の質問でございますけれども、まず、7対1の入院基本料の施設基準を25%をクリアできなくなった場合、これはいきなりそれで施設基準の変更届けをしなければならぬということではございませんで、まず、10%以内の下方変動、いわゆる22.5%以上であれば、その状態が3カ月以上続いた場合に、4カ月目に届けを出して、5カ月目から一つ下の施設基準に切りかえていくということになっております。ただし、4カ月目でクリアできれば、5カ月目の1日に届けを出せば、そのまま何もなかったかのように続けられる、また、1割以上の変動だった場合、これは翌月に届けを出して、翌々月から設備基準を下げた形での届け出、これも翌月にクリアできれば、翌々月の1日に届けを出せば、何もなかったかのような形が続けていける、ただ、そのような状態ができなくなった場合ということで、今回の経過措置で出てきましたのは、7対1と10対1の混合を認めるということで、当院の場合でいきますと、もしその場合ですと、10対1の病棟が2病棟以上、それと残りの病棟は7対1ということで構成することによってクリアができれば、その届け出をということですが、その条件としましては、28年の4月1日から29年の3月31日までの間に1回だけその届け出ができるということになってございます。ただし、その後が問題なんですけれども、29年4月1日以降は、全病床の10分の6以下に7対1の病床を減らせという条件がついてございますので、できる限りこの選択は避けたいということで考えております。

以上でございます。

議長（早川直久）

辻井議員、要望がありましたら発言を許します。

7番（辻井タカ子）

終わります。ありがとうございました。

議長（早川直久）

以上で、7番辻井タカ子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。10時45分から再開いたします。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時45分)

議長（早川直久）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日程第5、議案第1号「西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例及び西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第1号「西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例及び西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を変更するため改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第1号「西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例及び西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

この改正は、地方公務員法の改正に伴い引用条項を改めるもので、第1条では西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例を、第2条では西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例を一部改正するものでございます。

この改正条例の第1条及び第2条とも当該条例の趣旨を定める地方公務員法の引用条項を法の改正に伴い改めるもので、両条例とも第1条中第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。

附則は施行期日で、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございま

す。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第1号「西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例及び西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第6、議案第2号「西知多医療厚生組合情報公開条例等の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第2号「西知多医療厚生組合情報公開条例等の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、行政不服審査法の施行に伴い、引用条項を変更し、及び不服申立てに関する規定等を改める必要があるため、改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第2号「西知多医療厚生組合情報公開条例等の一部改正について」の改正内容につきましては、4枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

この改正は、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、法の制度に合わせて行政不服申立ての手続き等に関連する西知多医療厚生組合情報公開条例、西知多医療厚生組合情報公開個人情報保護審査会条例、西知多医療厚生組合行政手続条例、西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例をそれぞれ一部改正するものでございます。

改正条例の第1条は、西知多医療厚生組合情報公開条例の一部改正で、第15条は、引用条項の変更でございます。

第17条は、行政文書の写しを公布する際の手数料の規定で、両面印刷文書の取り扱いについて規定を追加するものでございます。

第18条の2を加える改正は、行政不服審査法第9条の規定により、審査請求の都度、置くこととされる審理員について、情報公開に係る審査請求においては、置かなくてよいとする適応除外の規定でございます。

第19条の改正は、改正前の行政不服審査法における異議申立て及び審査請求が審査請求に一元化され、併せて異議申し立て及び審査請求の総称として用いられていた不服申立てが廃止されたことに伴い、関連する用語の整理を行うとともに、これまで情報公開審査会への諮問の対象とされていなかった開示請求に係る不作為に対する審査請求を諮問の対象とするものでございます。

2ページをお願いします。

第2項を加える改正は、審査請求があった際に処分庁が作成する弁明書について、情報公開審査会での調査審議の参考とするため、その写しを諮問の際に添付する規定を設けるものでございます。

第3項の改正は、行政不服審査法の改正に伴い、不服申立人等の用語の整理でございます。

第4項を加える改正は、これまでの意見書または資料の閲覧に加えて、審理手続における審査請求人等の便宜を図るため、意見書または資料の提出があった場合には、原則としてその写しを提出者以外の審査請求人等に送付することをそれぞれ新たに規定するものでございます。

第5号の改正は、行政不服審査法の改正に伴う用語の整理でございます。

続きまして、3ページの第2条の西知多医療厚生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正をお願いいたします。

第8条から4ページ、第13条までの改正は、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求への一元化及び不服申立ての廃止による不服申立て等の用語の整理でございます。

次に、改正条例第3条は、西知多医療厚生組合行政手続条例の一部改正で、第3条の改正は、字句の整理と第7号の審査請求制度への一元化に伴う用語の整理でございます。

第19条の改正も同様に字句の整理でございます。

5ページをお願いいたします。

改正条例第4条は、西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正で、法改正に伴う引用条項を改正するものでございます。

附則第1項は施行期日で、平成28年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項から第4項は経過措置で、この条例の適用は条例施行後とし、施行前にされた不服申立ては、なお従前の例によるものがございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

7番（辻井タカ子）

質疑は、行政不服審査法の施行に伴って不服申し立ての規定が改められることですが、具体的な手続などはどのように変わってくるのかという点について、不服申立てではなくて、今度審査請求ということになりますし、異議申立ては削られるというような改正がされていますので、具体的によりしくお願いをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、行政不服審査法の施行に伴い、不服申立ての規定が改められるが、具体的な手続等などはどのように変わるかについてでございますが、今回の改正は、不服を申立てる制度の公正性の向上、利便性の向上を図るもので、手続といたしましては、組合職員の退職手当に関する条例にも反映されておりますように、不服申

立てができる期間が60日以内から3カ月以内へ延長されました。また、組合の行政手続条例の改正にありますように、これまで異議申立てと審査請求の2通りの手続がありましたが、審査請求の手続に統一され、また標準審理期間の設定など、迅速な審理が行われるものとなります。この審理に当たりましては、審理員の設置により、処分に関与しない職員が審査請求人と組合との間に立って審理を行うこと、また、審理の裁決につきましては、第三者機関である行政不服審査会へ諮問する制度が創設され、公正な審理の手続とその明確化が図られました。

なお、この改正による情報開示決定についての不服申立てにつきましては、この審理員、行政不服審査会制度は、改正組合情報公開条例により、従来どおり情報公開、個人情報保護審査会がその役割を担っていますので、手続き上に大きな変更はございません。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

12番（夏目豊）

2点お願いします。

第17条、費用の負担の関連で、電磁的記録の複写の取り扱いは行うのか、2点目は、文書のカラーコピーの手数料は規定しないのかをお伺いします。

以上です。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、電磁的記録の複写の取り扱いは行うのかについてでございますが、現在、行政文書の写しを交付する場合は、電磁的記録を用紙に出力して交付する規定となっております。データの提供は行っておりません。組合において、この情報公開条例に基づく行政文書の写しの交付事例は、過去10年間で5件でございます。電磁的記録をデータにより提供してほしいという要望はございませんでした。

今回の改正では、こうした現状を踏まえ、データ提供につきましては採用いたしませんでしたが、こうした多様な対応につきましても、今後、提供方法への要望や構成市等の動向を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

御質問の2点目、文書のカラーコピーの手数料は規定しないのかについてござ

いますが、関連いたしますこれから上程します議案第10号、西知多医療厚生組合行政不服審査施行条例におきましては、国の行政不服審査法の手続の中で、カラー複写の金額について示されており、文書のカラー複写での手数料を規定しようとするものでございますが、これは組合文書だけでなく、審査請求人から提出される文書の複写が求められることから、原本どおりカラー複写についても規定しようとするものでございます。これまでの開示請求では、カラー複写の要望はございませんでしたが、1点目の電磁的記録の複写と同様、組合の情報公開制度の整備として構成市等の動向を踏まえ、カラー複写につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第2号「西知多医療厚生組合情報公開条例等の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第3号「西知多医療厚生組合監査委員に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第3号「西知多医療厚生組合監査委員に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、決算、証書類等の審査について、審査期間を変更するため改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第3号「西知多医療厚生組合監査委員に関する条例の一部改正について」の改正内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第8条は、決算審査に関する規定で、審査期間を20日以内から40日以内へ改正するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番（神野久美子）

1点お願いします。

期間の変更で20日を40日とした根拠は何かお伺いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、期間の変更で20日を40日とした根拠についてでございますが、監査委員制度を規定する地方自治法において、決算書等の監査期間は示されておりませんが、対象事業が増加しているため、期間を延長しようとするものでございます。

審査期間につきましては、構成市である東海市が40日以内、知多市が90日以内、近隣の知多北部広域連合が40日以内となっておりますので、この事例を参考に40日以内としたものでございます。

以上でございます。

議 長（早川直久）

ほかにありませんか。

7 番（辻井タカ子）

質問内容は同趣旨ですので、取り下げさせていただきます。

議 長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議 長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議 長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第 3 号「西知多医療厚生組合監査委員に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議 長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 8、議案第 4 号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第 4 号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、行政不服審査法施行条例の制定に基づく行政不服審査会の設置に伴い、委員の報酬額等を定めるため改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第4号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の改正内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正点といたしましては、行政不服審査会委員の報酬等を定めるもので、第2条の改正は、報酬額を定めた表に行政不服審査会委員の報酬として日額7,500円を追加するものでございます。

別表第1の改正は、行政不服審査会委員の費用弁償を追加するもので、支給区分となる職名の欄に副市長の副管理者や監査委員と同額として、行政不服審査会委員を追加するものでございます。

2ページをお願いします。

別表第2の改正は、同様に区分の欄に、行政不服審査会委員を追加するものでございます。

附則は施行期日で、平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第4号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて日程第9、議案第5号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第5号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、特定個人情報に関する規定を整備するため、また、行政不服審査法の施行に伴い、不服申立てに関する規定等を改める必要があるため改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第5号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」の改正内容につきましては、4枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正点といたしましては、第1条は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称、番号法の施行に伴い、特定個人情報の利用の制限等に関する規定を設けるものでございます。

第2条は、行政不服審査法の施行に伴い、不服申立てに関する規定等を改めるものでございます。

改正条例第1条の改正につきましては、第2条は用語の定義で、第4号及び第5号で特定個人情報及び保有特定個人情報の定義規定の新設で、特定個人情報を番号法からの引用により定義し、保有特定個人情報を特定個人情報であって、保有する個人情報に該当するものとして定義するものでございます。

第6条及び第7条の改正は、特定個人情報について収集、利用及び提供の制限の規定から除外し、第7条の2を追加し、新たに特定個人情報の利用の制限を規定するものでございます。この第7条の2では、第1項で目的外使用の禁止と、第2項で2ページにかけて人の生命、身体、または財産の保護のために必要である場合で

あって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに限り、目的外利用をすることができるものと定めるものでございます。

第15条は、代理人による自己情報の開示請求等に関する規定の改正で、特定個人情報情報の開示請求の場合は、未成年者または成年被後見人の法定代理人に加え、本人の委任による代理人からの請求も認めることとするものでございます。これに伴い、第16条の開示請求の方法及び第17条の開示義務に関する規定につきましても、本人の委任による代理人を加えるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第28条は、他の法令等で開示が可能な個人情報につきましても、開示の適用除外となりますが、特定個人情報は開示可能とする規定でございます。

第29条の改正は、第15条と同様、本人の委任による代理人からの請求を認めることとするものでございます。

これに伴い、第30条の訂正請求の方法及び第31条の開示義務に関する規定につきましても、4ページをお願いいたします、本人の委任による代理人を加えるものでございます。

第37条の改正は、第1号及び第2号の規定に従前の請求事由に加えて、特定個人情報に係る利用の制限等に違反した場合、並びに番号法の規定に違反した場合にも利用停止請求ができることとするものでございます。

第2項の改正は、代理人による自己情報の利用停止請求につきましても、本人の委任による代理人からの請求を認めることとするものでございます。

これに伴い、第38条の改正も利用停止請求の方法及び第39条の開示義務に関する規定につきましても、本人の委任による代理人を加えるものでございます。

続きまして、改正条例第2条は、行政不服審査法の施行に伴う改正で、目次の改正は節名を改めるものでございます。

第25条の改正は、第三者の用語定義を限定するものでございます。

第27条の改正は、行政文書の写しで、両面に複写されたものの取り扱いを規定したものでございます。

6ページをお願いいたします。

第4節の節名の改正は、行政不服審査法の改正に伴い、不服申立ての用語の整理を行うものでございます。

第42条の2を加える改正は、行政不服審査法第9条の規定により、審査請求の

都度置くこととされる審理員について、個人情報保護に係る審査請求においては置かなくてよいとする適用除外の規定でございます。

第43条第1項の改正は、改正前の行政不服審査法における異議申立て及び審査請求が審査請求に一元化され、併せて異議申立て及び審査請求の総称として用いられていた不服申立てが廃止されたことに伴い、関連する用語の整理を行うとともに、これまで個人情報保護審査会への諮問の対象とされていなかった開示請求、訂正請求または利用停止請求に係る不作為に対する審査請求を諮問の対象とするものでございます。

第43条に第2項を加える改正は、審査請求があった際に、処分庁が作成する弁明書について、個人情報保護審査会での調査審議の参考とするため、その写しを諮問の際に添付する規定を設けるものでございます。

第3号の改正は、不服申立人等の用語の整理でございます。

第43条に第4号を加える改正は、処分庁が作成した弁明書に対して、審査請求人から反論書や参加人から意見書が提出された場合は、審査会に当該写しを送付する規定を設けるものでございます。

第5号は、不服申立て等の用語の整理でございます。

附則第1号は施行期日で、改正条例の第1条の規定は、公布の日から施行するものとし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は経過措置で、この条例の施行前にされた開示決定等に係る不服申立ては、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

7番（辻井タカ子）

今回の改正で特定個人情報の取り扱いについての個人情報漏えい等が懸念されているわけですが、リスク対策の検証はどのようにされているのかという点と、2点目は、第7条の2、第2項の目的外利用の場合ですが、どのような場合が想定され、その判断はどのようにされるのかについてよろしくお願ひします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の制定に伴う特定個人情報の取り扱いについて、リスク対策検証はどのようにされているのかについてでございますが、組合が保有することとなる個人番号を取り扱う事務は、一定の行政機関が個人番号を利用して行政事務を行うものとは異なり、職員及びその関係者の給与、健康保険、年金等の手続に必要な個人番号を本人にかわり取り扱い機関へ提出する個人番号関係事務となります。

しかしながら、個人番号の漏えい、滅失、毀損といったリスクに対して厳格な取り扱いをしていく必要は同様でございます。今後、組合におきましても、利用目的を明確に示して、職員等から個人番号の提出を求めてまいります。この条例の管理に当たりましては、事務処理を行う職員の限定や取り扱い方法とその保護、また情報機器のセキュリティ対策等を再確認した上で厳格な取り扱いを行ってまいります。

続きまして、御質問の2点目、目的外利用はどのような場合が想定されるか、その判断はどのようにされるかについてでございますが、番号法の第19条第13号におきましては、事故で意識不明の状態にある者に対する緊急の治療を行うに当たり、個人番号でその者を特定する場合など、緊急事態における特定個人情報の提供を求める場合が想定されております。このように、極めて例外的な事例を想定したものでございますので、こうした目的外の利用は本人の同意や権利利益の不当な侵害の有無等を勘案し、慎重に判断されることになるものと考えております。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

7番（辻井タカ子）

それでは、議案第5号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」、反対の立場で討論を行います。

本条例改正第1条関係には、行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取り扱いを整備するための条例改正が含まれていることから反対するものです。

説明には、当病院の職員及びその関係者の事務となっていますが、本来の法律そのものは、日本に住民票を持つ全ての人に12桁の番号を付け、国が個人情報を管理するマイナンバーというもので、これが始まってから1カ月が過ぎました。しかし、全国で約300万人が番号の通知書を受け取れておらず、事務を扱う市区町村はその対処に苦慮しているところです。マイナンバーを示さなくても、各種手続は可能です。多くの住民は制度を熟知していないため、窓口の説明などで混乱するケースも少なくありません。希望する人だけに発行される個人番号カード交付でも、トラブル続きです。政府は、カードの紛失、盗難など、個人番号が他人に知られ、悪用される危険性はまともに知らせず、カードの宣伝、普及にばかり力を入れ、利用拡大を進めています。マイナンバーは住民に番号を割り振り、税情報、医療、年金、福祉、介護情報、災害情報などの個人情報を管理するというもので、役所の申請はもちろん、病院の窓口や介護サービスの申し込みに使われることにもなります。

情報は集積すればするほど価値が高まり、攻撃されやすくもなります。万が一、外部に流出するようなことが発生すれば、年金情報の大量流出とは比較にならないほどの大量の個人情報が漏えいされることにつながります。さまざまな情報が個人番号カードに集積されることには、国による個人情報の把握強化、国民監視につながるなどの批判の声も上がっています。国民にはメリットどころかプライバシー侵害など、デメリットしかないマイナンバー制度は休止・凍結し、廃止に向けた検討が必要と考えます。そのため、実施を前提とした条例改正案は承認できません。

以上で反対の討論を終わります。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

4番（井上正人）

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案第5号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」原案賛成の立場で討論いたします。

今回の改正は、いわゆるマイナンバー制度における個人番号を含む特定個人情報の取り扱いについて、より厳格な取り扱いを規定し、個人の権利、利益を保護する

ことになるものであることから、適正な改正であります。

また、先ほど可決されました改正行政不服審査法の施行に伴う手続等の改正も、不服申し立て制度について、国民の権利、不利益を救済する制度として、国の制度と整合させるもので、法令にのっとった適切な改正であります。

以上の理由により、本案に賛成するものでございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第5号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。多数の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第6号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第6号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合の引き上げをするため、並びに地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を変更するため改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第6号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一

部改正について」の改正につきましては、1枚はねていただきまして、条例案の第1条ですが、これは人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合の引き上げをするもので、第2条は、地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を変更し、並びに第1条で引き上げをした特定任期付職員の期末手当について、改めて平成28年4月1日以降の適用として、本来支給割合に改正するものでございます。

改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第7条は、特定任期付職員の給料表を各号給とも1,000円を引き上げ、第9条は特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の155から100分の160に引き上げるものでございます。この改正は今年度の期末手当の給料改定に伴う引き上げ分を12月支給分で調整するため、一時的に100分の5を引き上げるものでございます。

2ページをお願いします。

改正条例の第2条は、平成28年4月1日からの施行となる改正で、第1条は地方公務員法の引用条項を改めるものでございます。

第9条は、改正条例第1号で改正した期末手当の支給割合100分の160を100分の157.5とするもので、今年度12月分として100分5引き上げた分を新年度では6月と12月に割り振り、それぞれ100分の2.5の引き上げとするものでございます。

附則第1項は施行期日で、第1条は公布の日から施行するものとし、第2条は、平成28年4月1日からの施行とするものです。

附則第2項の規定は、第1条の改正につきましては、平成27年4月1日から適用とするものでございます。

附則第3項は、第1条の改正規定により支給される差額は、給与の内払いとみなす規定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番（夏目豊）

1点お願いします。本条例を施行した場合の影響額についてお伺いします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の影響額はどれぐらいになるのかについてでございますが、この改正は特定任期付職員の給料月額を1,000円引き上げ、また当該職員には勤勉手当の支給がないため、期末手当として支給率で年間100分の5の引き上げを行うものでございます。本組合での適用といたしましては、本年度5月の病院開院までの旧病院におきまして、医療体制を維持するため、4月1カ月間のみ医師を1名採用しておりましたので、その1名分の昇給額に当たる1カ月分の1,000円が影響額でございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第6号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第7号「西知多医療厚生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第7号「西知多医療厚生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、分限免職ができる場合に関する規定の整理等をするため改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第7号「西知多医療厚生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部改正について」の改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正点といたしましては、第2条を地方公務員法第28条の職員の免職等の規定の改正に伴い、法に準じて本文の字句の整理、第1号の免職事由の記述を改正するものでございます。

附則は施行期日で、平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第7号「西知多医療厚生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第8号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第8号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を変更し、及び学校教育法等の一部を改正する法律による学校教育法の一部改正に伴い、字句を整理するため改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第8号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の改正内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

改正点といたしましては、第1条の改正は、地方公務員法の改正に伴う引用条項を変更するものでございます。

第8条の3の改正は、学校教育法の改正により、小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化がなされ、小学校に対応するものとして義務教育学校の前期課程と特別支援学校の小学部が規定されたため、これを追加するものでございます。

附則は施行期日で、平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番（夏目豊）

1点お願いします。今の説明ありましたが、義務教育学校の前期課程は小中一貫教育の小学段階が対象と思いますが、具体的に該当する学校はあるのかをお伺いします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の義務教育学校の前期課程は小中一貫教育の小学段階が対象だが、具体的に該当する学校はあるかについてでございますが、学校教育法の改正に伴いまして、小中一貫教育が義務教育学校として制度化されるもので、現時点では該当する学校はございません。愛知県には小学校、中学校で一貫教育を推進している事例もございますので、今後、義務教育学校への移行が考えられます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第8号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第9号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第9号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、給料月額及び勤勉手当の支給割合の引き上げをし、行政不服審査法の施行に伴い引用条項を変更し、並びに地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、等級別職務基準表を規定等をするため改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第9号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の改正内容につきましては、1枚はねていただきまして、条例案の第1条でございますが、今年度の人事院勧告に準じた給与改定を規定するもので、2ページ以降、18ページまでが給料表の改定でございます。

19ページをお願いいたします。

第2条は、平成28年4月1日から適用する地方公務員法及び行政不服審査法の改正並びに今年度の給与改定に伴う改正を規定したものでございます。この改正では、これまで初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則で規定した級別標準職務表を等級別基準職務表に改め、20ページから22ページの別表第6のとおり改正しております。

改正内容につきましては、最後に添付してございます概要書により御説明申し上げます。

改正条例第1条の改正点といたしましては、第11条第1項第1号の初任給調整手当の改正は、手当の額を36万7,600円に引き上げるものでございます。

第13条の2第2項の地域手当の改正では、支給割合を100分の10とするものでございます。

第21条第2項第1号及び第2号の勤勉手当の改正では、手当の12月支給分につきまして、その支給割合を再任用職員以外の職員では100分の85とし、再任用職員は100分の40へ引き上げるものでございます。

附則第10項は、55歳以上の特定職員の勤勉手当の減額の規定で、手当の支給

割合の引き上げ分に応じて減額率を変更するものでございます。

附則第15項は、地域手当の経過措置で、平成30年3月までは100分の10を超えない範囲で管理者が定める割合とするものでございます。

また、別表1から別表5までは給料表で、先ほどの改正給料表のとおり、平均0.4%の引き上げを行うものでございます。

改正条例第2条の改正は、平成28年4月1日以降に適用となるもので、第1条の趣旨の改正は、地方公務員法の改正に伴う引用条項の変更でございます。

第5条の改正は、これまで規則で規定されておりました級別の職務の基準を、先ほどの別表6、等級別基準職務表のとおりとするもので、現状の職名に合わせて規定するものでございます。

第6条の初任給、昇給、昇格等の基準の改正では、地方公務員法の改正により規定された人事評価制度の反映において懲戒処分等を考慮する規定を追加するものでございます。

2ページをお願いします。

第20条の3第2項の期末手当支給の一時差しとめの規定の改正は、行政不服審査法の改正により引用条項を変更するものでございます。

第21条第2項第1号及び第2号の勤勉手当の改正は、第1条で今年度分の給与改定として12月の手当の支給割合を100分の10、再任用職員にあっては100分の5を引き上げましたが、平成28年度では、この引き上げ分を6月と12月に割り振り、その支給割合を100分の80、再任用職員は100分の37.5とするものでございます。

附則第10項の改正は、55歳以上の特定職員の勤勉手当の減額の規定で、勤勉手当の支給割合の調整に合わせて減額率を変更するものでございます。

改正条例の附則第1項は施行期日で、第1条の改正は公布の日から施行し、第2条は平成28年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項の規定は、第1条の改正については、平成27年4月1日から適用とするものでございます。

附則第3項は、第1条の改正規定により支給される差額は給与の内払いとみなす規定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番（神野久美子）

1点お願いします。改定による影響額はどれぐらいかお伺いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の改正による影響額はどれぐらいかについてでございますが、給与改定による会計別の影響額は、一般会計で85万4,000円、し尿処理事業特別会計で48万8,000円、ごみ処理事業特別会計で49万4,000円、病院事業会計で6,555万6,000円、看護専門学校事業特別会計で150万6,000円、組合全体で6,889万8,000円でございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

7番（辻井タカ子）

それでは、行政職の給料表（一）、それから医療職給料表の（一）、（二）、それから（三）の平均引き上げ率及び引き上げ額はどのくらいなのかが1つ目です。

2つ目は、第1条関係ですが、具体的にどのように支給がされていくのかという点について、2点よろしくお願いします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、行政職給料表（一）、医療職給料表（一）、（二）、（三）の平均引き上げ率及び引き上げ額はどのくらいかについてでございますが、組合職員のそれぞれの平均では、行政職（一）で改定率0.26%、引き上げ額1,020円、医療職（一）では、改定率0.19%、1,431円、医療職（二）では、改定率0.21%、780円、医療職（三）では、改定率0.43%、1,321円となりまして、全体では平均で改定率0.32%、1,196円の引き上げでございます。

御質問の2点目、第1条関係は、具体的にどのように支給されるのかについてでございますが、これまで給与改定による差額の支給は、国家公務員の給与法の改正が国会で11月に可決され、市職員につきましては構成市それぞれの議会において

12月の議会で御審議いただき、12月に改正差額の支給をしておりましたが、今年度におきましては国会への審議可決が1月となったため、この後の議会に議案上程することとなりました。組合におきましては、今年度独自で給与条例を制定したことから、今回、議案上程させていただくものでございます。

議案が御可決いただけましたら、改正条例公布後、給与改定分の差額を計算し、今年度中に支給するものでございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

12番（夏目豊）

重複を除いて2点、お伺いします。別表第6を加えた理由を1点伺います。

それから2点目が、別表第4、第4条関係の医療職給料表の（二）について、改正前の3等級で1から117号給の設定を、改正後は1から121号給へ変更した理由についてお伺いします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、別表第6を加えた理由についてでございますが、職員の給料は地方公務員法で職務と責任に応ずるものと従来から規定されておりましたが、今回の法改正により、昇任につきましては人事評価制度の導入のもと、職制上の標準職務遂行能力を明らかにして、その職制段階の適性を基準とすることが規定され、新たにその基準を条例で規定することが義務づけられました。そのため、これまで規則で規定しておりました各給料表に対応した級別標準職務表に基づき、等級別基準職務表を規定するものでございます。

続きまして、2点目、別表第4、医療職給料表（二）について、改正前の3等級で1から117号給の設定を、改正後、1から121号給へ変更した理由についてでございますが、組合では昨年までの東海市民病院と知多市民病院における医療技術職の年齢構成や組織の違いから生じる役職者の数等が異なっておりまして、また、昇給昇格制度にも違いがございました。そのため、制度統合により昇給昇格基準を改めることといたしましたが、統合した今年度につきましては、制度改正による大きな不利益が生じないように、給料表の号給を増やし、昇給については調整を図るものでございます。28年度以降は、統合による組織体制も確立するため、昇格制度

の適正な運用により、給料表の級号給の構成を管理してまいりますので、よろしく
お願いいたします。以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第9号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり
可決されました。

続いて、日程第14、議案第10号「西知多医療厚生組合行政不服審査法施行条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第10号「西知多医療厚生組合行政不服審査法施行条例の制定について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、行政不服審査法の施行に伴い、法に定めるもののほか必要な事項を定めるため改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第10号「西知多医療厚生組合行政不服審査法施行条例の制定について」の内容につきまして御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、条例案をお願いいたします。

第1条は趣旨で、組合における行政不服審査法の施行に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、審査請求人または参加人が審査会に提出された弁明書等の写しの交付を受ける場合の交付手数料の額等を定めるもので、第1項では、その額として複写した用紙1枚につき10円、カラーで複写されたものは20円とし、また、両面印刷文書の取り扱いについても規定するものでございます。

第2項及び第3項は、手数料の納付時期及び還付に関する規定でございます。

第4項の規定は、書面の写しを送付によって交付を受けようとする場合の送付に要する費用の負担を規定するものでございます。

第3条は、書面等の写し等の交付手数料について、審査請求人等に特別の理由があると認めるときに減免することができる規定でございます。

第4条は、行政不服審査法の規定に基づき設置する行政不服審査会について定めるもので、第1項から第3項では、その組織として委員5人以内で、学識経験者に委嘱するものとし、任期を2年と規定するものでございます。

第4項以降は、運営に関する規定で、守秘義務、手続きの非公開を定めるもので、第6項は組織及び運営における詳細事項の定めを規則委任するものでございます。

第5条は、第2条及び第3条が審理員に提出された資料の写しに対する規定でございましたが、これを審査会に読み替えるもので、審査会に提出された主張書面等の写しの交付規定を第2条、第3条に準じたものとするものでございます。

第6条は、他の法律で行政不服審査法の手数料及び減免の規定を準用する場合を同様の取り扱いとする規定でございます。

第7条は、手数料の徴収に係る過料について定めるもので、詐欺、その他不正の行為や手数料の納付の拒否など、徴収の秩序を乱すと認められる行為に対して5万円以下の過料を規定するものでございます。

附則は施行期日で、平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6 番（神野久美子）

3 点お願いします。

第 3 条、経済的困難その他特別の理由とは具体的にどのような場合か、第 4 条、行政不服審査会委員はどのような人を予定しているのか、第 7 条、5 倍とした根拠は何かお伺いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の 1 点目、第 3 条、経済的困難その他特別の理由とは、具体的にどのような場合かについてでございますが、行政不服審査法施行令では、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認める書面として、審査請求人が生活保護法の扶助を受けていることを証明する書面等を示しておりますので、本条例におきましても、こうした内容を参考に生活保護を受けている場合などが対象になるものと考えております。

御質問の 2 点目、第 4 条、行政不服審査会委員は、どのような人を予定しているのかについてでございますが、大学教授や地方行政制度に通じている学識経験を有している方などを想定してまいりますが、構成市及び本組合の審査会委員等における学識経験者の構成等も参考に検討してまいります。

御質問の 3 点目、第 7 条、5 倍とした根拠は何かについてでございますが、地方自治法第 228 条第 3 項で、詐欺その他不正行為の行為により、分担金、使用料、加入金または手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは 5 万円とする）以下の過料を科する規定を設けることができるとされております。この規定に基づきまして、西知多医療厚生組合個人情報保護条例におきましても、同趣旨の規定をしており、本条例においても規定しようとするものでございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

7 番（辻井タカ子）

4 条関係で議員の学識経験者を 5 名以内と規定されていますが、その理由及び人選の方法はどうかお尋ねをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の委員の学識経験者を5人以内とした理由及び人選の方法はどうかについてでございますが、行政不服審査会の所掌する審査内容や運営に関しましては、情報公開・個人情報保護審査会の運営手法が参考になるものと考えております。こうしたことから、構成市における情報公開審査会や個人情報保護審査会の委員数、また、西知多医療厚生組合情報公開・個人情報保護審査会の委員の委員数に合わせて5人以内とするものでございます。

人選の方法につきましても、構成市及び当該組合情報公開・個人情報保護審査会委員を参考に検討してまいります。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第10号「西知多医療厚生組合行政不服審査法施行条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第11号「西知多医療厚生組合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第11号「西知多医療厚生組合財産の交換、譲渡、

無償貸付等に関する条例の制定について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法第292条において準用する同法第237条第2項の規定に基づき、財産の交換、譲渡、無償貸付等に関し、必要な事項を定めるため、改正するものでございます。

なお、議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第11号「西知多医療厚生組合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の制定について」の内容につきまして御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、条例案をお願いします。

この条例は、地方自治法に基づいて組合財産の管理及び処分に関して規定するもので、東海市、知多市の条例と同様に定めるものでございます。

第1条は、趣旨規定でございます。

第2条は、普通財産の土地、建物について交換できる場合、及び条件を規定するものでございます。

第3条は、普通財産の無償譲渡、または低価格で譲渡することができる場合を規定したもので、第1号では、他の公共団体が公用または公共用に利用する場合、第2号では、他の公共団体が公用または公共用に利用し、その維持費等を負担した財産を廃止した場合に、その負担した費用の範囲内で当該公共団体に譲渡する場合、第3号では、寄附による財産で、公用または公共用のものを廃止した際、当該寄附者等に返還、譲渡する場合、第4号では、公有財産のかわりとなる財産の寄附を受けたことにより、従来、財産を寄附を受けた価格の範囲内で当該寄附者等に譲渡する場合、これを譲渡できるものと規定するものでございます。

第4条は、普通財産の無償または低価格での貸付けができる場合を規定したもので、他の公共団体が公用または公共用に利用する場合と、普通財産を貸付けたときに災害等の被害で利用が困難になった場合を規定しています。

第5条は、物品の交換で、経費節減のため同一種類の動産に限り交換による取得を可能とする規定でございます。

第6条は、物品を無償譲渡または低価格で譲渡することができる場合を規定したもので、公益上必要がある場合の譲渡、また寄附の際、公有財産から廃止したとき、返還することを条件としたものを当該寄附者に譲渡する場合を規定しております。

第7条は、物品の無償または低価格での貸付けができる場合を規定したもので、公益上必要がある場合にこれができるものと規定したものでございます。

附則は施行期日で、平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番（神野久美子）

1点お願いします。

条例に該当する具体的な案件はあるのかお伺いします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、条例に該当する具体的な案件はあるのかについてでございますが、公立西知多総合病院に移設しなかった旧知多市民病院の医療機器等について、知多市から要望のあった医療機器等の無償譲渡を予定しております。こうした医療機器は知多市から西知多医療厚生組合に病院事業が移管された際、無償譲渡を受けたもので、今回、旧知多市民病院の利用計画が整理され、新しい病院事業が実施される際に活用いただくものでございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

12番（夏目豊）

重複を除いて1点お願いします。

具体的にはどのようなものが対象であるかお伺いをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の具体的にどのようなものが対象であるかでございますが、具体的な医療機器等につきましては、現在調整中でございますが、主なものでは磁気共鳴断層撮影装置、MRI、CT、X線一般撮影装置、超音波診断装置といった医療機器や、薬剤分包機、カルテの電動保管庫、電話交換設備といった管理用の備品などございます。

以上でございます。

議 長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議 長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議 長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第 1 1 号「西知多医療厚生組合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議 長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 1 6、議案第 1 2 号「損害賠償額の決定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

病院事務局長（天木洋司）

ただいま上程されました議案第 1 2 号「損害賠償額の決定について」を御説明申し上げます。

損害賠償の額、及び相手方といたしましては、賠償額 4 8 0 万円を東海市在住の個人に賠償するものでございます。

事故の概要につきましては、平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日、旧知多市民病院において、経尿道的前立腺除去術を受けましたが、退院後に腰痛、左下肢の腫れ、発熱を訴え、1 0 月 2 5 日に再入院、入院中の検査で MR S A が検出をされ、尿路感染症疑いと診断をされておりました。退院後の 1 1 月 2 3 日、再び腰痛と発熱を訴え、受診をされ、化膿性脊椎炎を疑い、MR I 検査を実施し、椎体及び椎間板に異常はないと

診断をいたしました。しかし、このときに膿瘍が硬膜外、椎弓及び傍脊椎筋に広がり、骨髄炎を併発している画像所見を見逃し、経過観察としたものでございます。その後、相手方は名古屋大学附属病院を受診し、腰椎硬膜外膿瘍との診断で、平成26年4月2日、椎弓切除術を施行、除去した組織より、MRSAが検出され、結果として後遺障害が残ったものでございます。

この事故につきまして、相手方には診療費及び後遺障害に対する慰謝料等480万円を賠償することで内諾を得ましたので、本議案を上程いたしましたものでございます。

なお、この賠償額につきましては、保険会社から全額補填をされます。

日頃より細心の注意を払い、診療行為を行っているところではございますが、このような事故が起きたことは、誠に申しわけなく、深くお詫びを申し上げます。今後は正確な診断に基づく治療が行えるよう努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（早川直久）

あらかじめ皆様に御連絡いたします。お昼の時間にかかっておりますが、この議案の質疑、討論、採決まではやらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

病院事務局長（天木洋司）

ただいまの説明の中で、私、左下肢の腫れと申し上げましたが、しびれでございましたので、おわびして訂正をいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番（神野久美子）

2点お願いします。

画像所見を見逃し経過観察とした誤りに気がついたのはいつか、2点目、名古屋大学附属病院を受診したのはいつかをお伺いいたします。

管理課長（深谷篤孝）

御質問の1点目、画像所見を見逃し経過観察とした誤りに気づいたのはいつかで

ございますが、名古屋大学附属病院退院後の平成26年5月19日に相手方より電話にて疑義がある旨の申し出がございました。その後、事案の内容について院外へ意見を求めるとともに、詳細に精査をいたしました結果、病院として誤りであると判断したのは10月の中旬でございます。

続きまして、2点目、名古屋大学附属病院を受診したのはいつかでございますが、最初に受診されたのは平成26年2月14日でございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

7番（辻井タカ子）

この方が後遺障害が出られたということで、年齢などもあると思うんですが、損害賠償額をどのように判断してみえるのかという点と、それから2点目ですけれども、個人のお医者さんの責任ということではなくて、やっぱり医療でチームでしっかりフォローし、点検をしていく体制と、正確な機器の必要性というのはあると思うんですけれども、改善すべき問題点も先ほど申されましたけれども、どのように考えておみえになるのかという点についてよろしくお願いします。

管理課長（深谷篤孝）

御質問の1点目、損害賠償額をどのように判断しているかでございますが、顧問弁護士、保険会社とも協議し、入院雑費、休業損害に加え、入院及び後遺障害に関する慰謝料等を詳細に積算した結果であり、適正な損害賠償額であると判断しております。

続きまして2点目、改善すべき問題点など考えはどうかでございますが、今回は画像読み取り時に常勤医師の見落としにより、その後の適切な治療へ進むことができなかった事案でございます。また、読影という知識と経験を必要とする分野の事案でもあります。このたび上程しております病院事業補正予算案においては、医療の質の向上、また医療のスタッフの知識と経験を最大限サービスできるよう、読影システムの導入を図るところでもあります。今後はソフト・ハード両面から改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 (早川直久)

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(なしの声)

議 長 (早川直久)

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第12号「損害賠償額の決定について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 (早川直久)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 (早川直久)

この際、暫時休憩といたします。午後1時より再開いたします。

(休憩 午後0時06分)

(再開 午後1時00分)

議 長 (早川直久)

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長 (岩田光寿)

先ほど議案第11号「西知多医療厚生組合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の制定について」の説明の中で、条例案3ページ、附則、施行日についてでございますが、説明につきましては平成28年4月1日と説明いたしましたが、この条例案のとおり公布の日からでございます。お詫びして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

議 長 (早川直久)

続きまして、日程第17、議案第13号「平成27年度西知多医療厚生組合一般

会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第13号「平成27年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,728万8,000円を増額し、補正後の額を26億6,005万8,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

議案第13号「平成27年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」の詳細につきましては、4ページ、5ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。

1款1項1目負担金につきまして、ごみ処理事業特別会計負担金を東海市・知多市それぞれ1,020万6,000円、合計2,041万2,000円を減額し、病院事業会計負担金を東海市から1億475万円、知多市から1億295万円、合計2億770万円を増額し、差し引き1億8,728万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の繰出金につきまして、ごみ処理事業特別会計繰出金として2,041万2,000円を減額し、病院事業会計繰出金として2億770万円を増額し、差し引き1億8,728万8,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第13号「平成27年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第18、議案第14号「平成27年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第14号「平成27年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,041万2,000円を減額し、補正後の額を4,634万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、ごみ処理施設建設課長から御説明申し上げます。

ごみ処理施設建設課長（矢野明彦）

議案第14号「平成27年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第1号）」の詳細につきましては、4ページ、5ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。

1款1項1目繰入金につきましては、一般会計からの負担金の繰入額を2,041万2,000円減額し、4,624万円とするものでございます。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。

1款衛生費、1項ごみ処理事業費、1目事業総務費の委託料につきましては、繰入

金の減額分と同額の2,041万2,000円を減額するものでございます。

その内訳といたしましては、ごみ処理基本構想等作成業務委託料を1,652万4,000円、環境影響評価、環境配慮書作成業務委託料を388万8,000円減額するもので、ともに指名競争入札の結果、請負残が発生したことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第14号「平成27年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第1号）」、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第19、議案第15号「平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

病院事務局長（天木洋司）

ただいま上程されました議案第15号「平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

第2条は収益的収入及び支出で、収入では第1款病院事業収益、第2項医業外収

益14億4,899万円に、補正予定額2億770万円を加え、16億5,669万円とするものでございます。

支出は、第1款病院事業費用、第1項医業費用123億8,882万円に、収入と同額の2億770万円を加え、125億9,652万円とするものでございます。

第3条は、予算の第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、退職手当が職員給与費であることから、併せて同額を補正し、63億7,042万円を65億7,812万円に改めるものでございます。

第4条は、債務負担行為の補正で、放射線診断医の常勤医師確保に伴うシステム整備を行うため、放射線読影システムのリース借上料につきまして、平成27年度から平成31年度までの期間で4,480万円の限度額を設定するものでございます。

なお、詳細につきましては管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（深谷篤孝）

平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算額明細書でございます。

収益的収入及び支出の下の表の支出で、第1款病院事業費用、第1項1目給与費の7節退職給与費のうち、退職給付費、退職給与引当金を除いた実支給額である退職手当につきまして、2億770万円の不足が生ずる見込みのため、増額補正をするものでございます。

また、そのことに伴い、支払い資金が不足するため、上の表の第1款病院事業収益、第2項6目1節退職手当相当額負担金で、一般会計からの負担金につきましても、同額の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

7番（辻井タカ子）

債務負担行為、第11条のシステム借上料の内容と補正理由について、それに至

る経緯及び利用見込み件数はどうかについてお尋ねをいたします。

管理課長（深谷篤孝）

御質問の放射線読影システム借上げに至る経緯及び利用見込み件数はどうかでございますが、借上げに至る経緯につきましては、放射線科の常勤医師確保に向け努力を進めてまいりましたところ、平成28年度4月から放射線科常勤医師2名の赴任が内定したため、これに伴い放射線画像の読影環境整備を図るものでございます。利用見込み件数につきましては、年間2万1,800件程度を見込んでおります。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

12番（夏目豊）

2点お願いいたします。

最初は、1ページ、第11条債務負担行為の補正と放射線読影システム借上料の内容と補正理由について、これについては今の辻井議員と同じ内容のものは省略して答弁していただいてもかまいません。

それから、2点目、11ページ、1款2項6目1節退職手当相当額負担金の補正の内容についてお願いをいたします。

医事課長（岩堀良治）

御質問の1点目、放射線読影システム借上料の内容と補正理由についてでございますが、かねてより放射線科常勤医師の確保に向けて努力してまいりましたところ、来年度4月から放射線科常勤医師2名が赴任する運びとなりました。これに伴う大学医局との協議の結果、読影環境の改善のため、放射線読影システムを整備するものでございます。

高精細モニター、サーバーなどのハードウェア、システム稼働用ソフトウェア及び電子カルテシステムとの連携構築等の費用を一括して4年間のリースとするものでございますが、来年度4月1日からの読影システム運用開始の準備を進めるため、本年度において補正予算により債務負担行為を設定するものでございます。

なお、予算執行は平成28年度からとなりますので、よろしくをお願いいたします。

管理課課長（岡田光史）

御質問の2点目、1款2項6目1節退職手当相当額負担金の補正内容についてでございますが、退職給付費のうち退職給付引当金を除いた実支給額である退職手当について、当初、定年退職者5人分7,330万円と普通退職者40人分6,500万円、合計1億3,830万円を見込んでおりましたが、普通退職者において当初の見込みより在職年数の長い者があることなどにより、支給見込み額が3億4,600万円となり、結果として2億770万円が不足するため、退職給付費を増額補正し、それに伴う支払い資金として退職手当相当額負担金についても同額の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第15号「平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第20、議案第16号「平成28年度西知多医療厚生組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第16号「平成28年度西知多医療厚生組合一般会

計予算」について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億8,167万9,000円で、前年度に比べ886万8,000円の増額となりました。これは、構成市からの負担金の増額をお願いしたことによるものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長より御説明申し上げます。

総務課長（岩田光寿）

平成28年度西知多医療厚生組合一般会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項1 目1 節の負担金につきましては、24億7,969万9,000円で、前年度に対し3,468万4,000円、1.4%の増でございます。その内訳といたしましては、組合規約に基づく負担割合により、一般会計負担金につきましては東海市、知多市同額の3,649万1,000円で、合計7,298万2,000円でございます。し尿処理事業特別会計負担金につきましては、東海市から1億3,385万6,000円、知多市から3,172万5,000円の合計1億6,558万1,000円でございます。ごみ処理事業特別会計負担金につきましては、東海市、知多市同額の2,724万4,000円で、合計5,448万8,000円でございます。看護専門学校事業特別会計負担金につきましては、東海市、知多市同額の6,458万4,000円で、合計1億2,916万8,000円でございます。病院事業会計負担金につきましては、東海市から12億4,446万4,000円、知多市から8億1,301万6,000円で、合計20億5,748万円でございます。

2 款1 項1 目1 節の繰越金の100万円につきましては、前年度執行残見込み額による繰越金でございます。

3 款諸収入、1 項1 目1 節の預金利子につきましては、1,000円を見込んでおります。

2 項1 目1 節の雑入につきましては、職員の生命保険や損害保険の給与控除に対する事務費として91万2,000円のほか、負担金の返還金等を見込んでおり

ます。

以上、歳入予算合計は24億8,167万9,000円でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目議会費につきましては213万1,000円で、前年度に対しマイナス14万6,000円、6.4%の減でございます。1節報酬の54万6,000円につきましては、議員14人分の報酬でございます。9節旅費の111万1,000円及び14節使用料及び賃借料の自動車借上料22万5,000円につきましては、議会行政視察の費用でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費につきましては、24億7,852万3,000円、前年度に対し901万4,000円、0.4%の増でございます。1節報酬の30万2,000円につきましては、監査委員など7人分の報酬でございます。2節給料の2,640万4,000円、3節職員手当等の2,253万2,000円、10ページ、11ページをお願いいたします。

4節共済費906万8,000円につきましては、総務部長、総務課職員5人の計6人分の人件費で、前年度に対し、人件費全体で461万1,000円の増となっており、人事異動、給与改定、昇給分のほか、時間外勤務手当等の増加でございます。

7節賃金の81万6,000円につきましては、組合事務職員の育児休業や病気休職等に対応するため、臨時職員1人分の賃金を計上いたしました。

9節旅費の44万5,000円につきましては、議会行政視察に随行する管理者、副管理者及び職員の旅費などでございます。

11節需用費の219万6,000円につきましては、事務用消耗品、燃料費などで、前年度に対し86万3,000円の減でございます。

12節役務費の146万1,000円につきましては、インターネットによる組合の施設間事務ネットワークの回線料など通信運搬費、自動車保険料などで、前年度に対し7万6,000円の減でございます。

13節委託料の724万円につきましては、事務事業委託料として公平委員会事務委託料を始め5件、施設維持管理委託料として管理棟清掃委託料をはじめ5件を計上いたしました。前年度の人事給与システム改修が完了しましたので、全体では

277万3,000円の減となりました。

12ページ、13ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料の99万2,000円につきましては、施設間事務ネットワーク事務機器借上料などで、組合ネットワーク用のパソコン、プリンタなどの情報機器のリースが一部終了することから、前年度に対し43万9,000円の減でございます。

28節繰出金の24億671万7,000円につきましては、し尿処理事業特別会計、ごみ処理事業特別会計、看護専門学校事業特別会計、病院事業会計への負担金の繰出金でございます。

3款公債費でございますが、1項1目23節償還金、利子及び割引料の2万5,000円につきましては、一時借入金の利子でございます。

4款1項1目予備費につきましては、100万円でございます。

以上、歳出予算合計は24億8,167万9,000円でございます。

14ページからは特別職の報酬、一般職の給料、職員手当等の状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番（神野久美子）

2点お願いします。

1点目は、2款1項1目3節職員手当等時間外勤務手当の増となる要因は、2点目が2款1項1目13節委託料、松くい虫を駆除する本数は何本かお伺いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、2款1項1目3節職員手当等時間外勤務手当の増となる要因はについてでございますが、27年度から病院職員を組合職員として身分移管を受け、組合にて給与事務を開始したことに伴い、想定以上に、人事、給与及び福利厚生各事務で業務量が増加いたしました。このため、27年度予算につきましては、時間外勤務手当予算の増額補正を認めていただいたところでございます。28年度に

おきましても、給与支給前のデータ投入や人事異動作業など、定例的に発生する事務のほか、標準報酬制、マイナンバー制度への対応など業務が求められるため、27年度の補正後のほぼ同額を予算計上させていただきました。

2点目、2款1項1目13節委託料、松くい虫を駆除する本数は何本かについてでございますが、松くい虫駆除等業務委託は、組合敷地内の約400本の松を調査し、薬剤注入による予防措置や、枯れている樹木の処分を行うもので、前回は平成22年度から24年度の3年間で実施いたしました。薬剤の防除効果は5年程度のため、平成26年度から再び駆除業務を隔年で実施することとし、28年度は約100本について実施するものでございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

12番（夏目豊）

重複を避けて1点だけお願いします。

13ページ、1款1項1目使用料及び賃借料で、インターネットバンキング使用料増の理由についてお伺いをいたします。

以上です。

総務課長（岩田光寿）

御質問の2款1項1目14節使用料及び賃借料、インターネットバンキング使用料増の理由についてでございますが、組合では、従来からインターネットバンキングを利用し、口座振替による支払い事務を行っておりますが、今年度から給与事務の移管にあたり、多数の職員給与から控除する生命保険料などの法定外控除の振込み事務が生じました。この手続のため、新しく銀行口座を開設し、また支払い事務の効率化のため、インターネットバンキングを利用しております。この使用料は、口座ごとに基本料金、サービス料金が必要なため、今年度は1口座分を予算流用して利用しておりますので、28年度につきましては2口座分として予算計上させていただきました。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第16号「平成28年度西知多医療厚生組合一般会計予算」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第21、議案第17号「平成28年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第17号「平成28年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,460万9,000円で、前年度に比べ2,744万1,000円の減額となりました。これは技術員1人の退職と計画修繕工事の減少によるものでございます。

なお、詳細につきましては、衛生センター所長より御説明申し上げます。

衛生センター所長（岩田光寿）

平成28年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目 1 節の事業総務使用料の 9, 0 0 0 円につきましては、行政財産の目的外使用を許可しております電柱等の土地使用料でございます。

2 款 1 項 1 目 1 節の繰入金の 1 億 6, 5 5 8 万 1, 0 0 0 円につきましては、一般会計からの負担金でございます。

3 款 1 項 1 目 1 節の繰越金の 1, 9 0 0 万円につきましては、前年度執行残見込み額による繰越金でございます。

4 款 諸収入、1 項 1 目 1 節の雑入の 1 万 9, 0 0 0 円につきましては、再任用職員の雇用保険被保険者負担金などでございます。

以上、歳入予算合計は 1 億 8, 4 6 0 万 9, 0 0 0 円でございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

続きまして、3 の歳出について御説明申し上げます。

1 款 衛生費、1 項 1 目 事業総務費につきましては、4, 9 1 1 万 4, 0 0 0 円、前年度に対しマイナス 8 3 4 万 7, 0 0 0 円、1 4. 5 % の減でございます。主なものといたしましては、衛生センターの常勤職員 3 人、再任用短時間勤務職員 2 人、臨時職員 2 人の 7 人分の経費として、2 節 給料 1, 6 3 1 万円、3 節 職員手当等 2, 1 5 7 万 4, 0 0 0 円、4 節 共済費 6 0 4 万 8, 0 0 0 円、7 節 賃金 4 5 1 万 6, 0 0 0 円の合計 4, 8 4 4 万 8, 0 0 0 円でございます。2 7 年度と比較しまして 8 1 3 万 8, 0 0 0 円の減となっておりますが、これは技術員 1 人が定年退職により再任用職員となること、また再任用職員 1 人が任用期間の終了になることによるものでございます。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

2 目 尿処理費につきましては、1 億 3, 3 4 7 万円、前年度に対しマイナス 1, 9 0 9 万 4, 0 0 0 円、1 2. 5 % の減でございます。

1 1 節 需用費の 4, 8 3 1 万 2, 0 0 0 円につきましては、処理用薬品、処理施設用消耗品などの消耗品費、重油などの燃料費、電気料などの光熱水費などがございます。前年度に対し燃料費の減などを見込み、4 8 5 万 9, 0 0 0 円の減でございます。

1 3 節 委託料の 2, 2 4 3 万円につきましては、水質検査委託料、槽清掃委託料、計装設備保守委託料など 1 3 件分の委託料で、前年度と比較し 4 5 4 万 7, 0 0 0

円の増でございます。この委託料の中では、施設整備方針検討業務委託料といたしまして、現施設の設備性能を確認する検査を実施し、また、施設整備方針として、今後の施設稼働年限等を調査し、その延命化を図っていく上での設備修繕計画を検討してまいります。

15節工事請負費の5,912万9,000円につきましては、定期修繕2件分、計画修繕10件分の工事費、及びその他修繕工事費でございます。28年度の修繕工事は、前年度との比較では1,955万4,000円の減となりますが、修繕計画に基づくもので、計画的に進めてまいります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款公債費、1項1目利子につきましては、一時借入金の利子2万5,000円でございます。

3款1項1目予備費につきましては200万円でございます。

以上、歳出予算合計は1億8,460万9,000円でございます。

14ページからは給与費明細書でございますので、御参照いただき、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番（神野久美子）

1点お願いします。

1款1項2目15節工事請負費の内容はどのようなかお伺いいたします。

衛生センター所長（岩田光寿）

御質問の工事請負費の内容についてでございますが、工事請負費は毎年修繕工事を実施する定期修繕工事、修繕5カ年計画に基づき計画的に実施する計画修繕工事、これら以外に突発的な設備機器の故障等に対応するためのその他工事に分け予算計上しております。

定期修繕工事は、横型破碎装置修繕工事、乾燥焼却設備修繕工事の2件で、毎年定期的に部材の損耗や劣化に対し修繕を行うものでございます。

計画修繕工事は、28年度は10件を予定しており、し尿・浄化槽汚泥を水処理

する工程では、3経路における処理水を圧送するポンプの修繕を実施します。ここでは修繕計画に基づいてポンプごとに設定した7年、3年、2年の修繕サイクルに損耗の状況を勘案して部品の交換等を実施いたします。脱臭の工程では、臭気を送風するファンの主要部品の交換を予定しております。汚泥の焼却の工程では、今回初めて焼却灰を運搬するコンベアの取替えを実施いたしますが、コンベアの延長を短縮するため、搬送経路の変更を伴う修繕工事の実施を予定しております。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

12番（夏目豊）

6点お願いします。

1点目、9ページの1款1項1目2節給料の関係で、正職員1名減となり3名となったが、今後の職員雇用の見通しについてお願いします。

2点目は、同じく9ページの1款1項1目7節賃金で、前年度計上額から増額している理由にお伺いをします。

3点目、11ページの1款1項2目11節需用費、燃料費が前年度の約6割程度となっておりますが、多分燃料費の負担減だと思いますが、その積算内容についてお伺いします。

4点目、11ページ、1款1項2目15節工事請負費、乾燥機焼却設備修繕工事の内容と設備事業はどれぐらいなのかお伺いします。

5点目、11ページ、1款1項2目15節工事請負費のその他修繕工事の主な内容についてお伺いします。

6点目、質問4の関連で、今後のし尿処理施設に係る設備運用計画をどのように考えているのかお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

衛生センター所長（岩田光寿）

御質問の1点目、1款1項1目2節給料に関連し、正職員1名減となり3名となったが、今後の職員雇用の見通しについてでございますが、施設の運転管理を行う技術員につきましては、平成27年度末に1人、平成28年度末にも1人が定年退職となります。技術員の雇用につきましては、技能労務職員等の給与等の見直しに

向けた取り組み方針の中で、技能労務職の退職不補充を基本としているため、再任用職員や臨時職員の活用により職員体制を整えてまいります。

し尿等の処理業務におきましては、処理工程における各処理槽の状態を良好に管理するためには経験を要するため、再任用制度により経験のある職員が確保できることは効率的であります。現在も再任用職員が2人おり、将来的に職員の不足が生じます。そのため、業務の外部委託化が不可決となりますので、定年退職職員や再任用職員の勤務継続期間や施設の稼働年限を考慮しつつ、委託の導入時期の検討を進めてまいります。

御質問の2点目、1款1項1目7節賃金、前年度計上額から増額する理由についてでございますが、27年度末で再任用職員1人が任期満了となりますので、その補充として臨時職員を1人雇用いたします。そのため、現在の臨時職員が1人から2人に増となること、また、臨時職員の勤務日数におきましても、これまでの週4.5日から週5日へ変更し、施設運転に要する職員体制を整えるため、賃金の増額をするものでございます。

御質問の3点目、1款1項1目11節需用費、燃料費の積算についてでございますが、燃料費は汚泥等の焼却設備用の燃料であります低硫黄A重油でございますが、この単価につきましては、過去1年間の実績単価を平均し、予算計上しております。この単価の算定では、27年度の82.9円に対し、28年度は58.5円、前年比70.6%となっており、また、購入量につきましても、し尿・汚泥搬入量の減少を見込み、焼却量の前年比96.2%といたしました。

続きまして、御質問の4点目、1款1項2目16節工事請負費、乾燥焼却設備修繕工事の内容と設備事業についてでございますが、この修繕工事は、定期修繕工事として毎年実施しており、乾燥焼却設備の機能保持のため、し渣、汚泥の焼却工程にある焼却炉、乾燥機のほか、焼却炉への投入コンベアや投入装置、熱交換器、排ガスの集塵機、焼却用バーナー等の機械設備について摩耗及び劣化がある部品の取替えと内部清掃を含む整備点検を行うものでございます。

設備事業につきましては、26年度、27年度で焼却炉の内部の耐火物を全面、張替えております。毎年の設備点検に基づいて修繕工事を現行水準で実施することにより、今後も十分稼働が可能と思われませんが、今後の施設整備方針の検討の中で、本施設での焼却処分の検討も含め、稼働年限を設定し、効率的な修繕工事に努めて

まいります。

御質問の5点目、1款1項2目15節工事費その他修繕工事の主な内容についてでございますが、その他修繕工事は、突発的な機械設備の故障や排水設備等の破損等が生じ、修繕工事が必要となった場合のために計上しているもので、処理設備の修理分として50万円程度の工事を4件分、放流管の修理分として95万円程度の工事を2件分見込み、計上したものでございます。

御質問の6点目、今後のし尿処理施設に係る設備運用計画についてでございますが、現在、施設機器の修繕計画は本施設の機能維持を前提としながら、近年のし尿・浄化槽汚泥の搬入量の減少を考慮し、過去の修繕実績を踏まえ、今後7年間の修繕サイクルの設定を行い、可能な限り毎年の工事量の平準化を図り、今後5年間の工事計画を作成しております。しかしながら、これは短期的な運用計画であり、今後、施設のあり方とともに、先ほどの職員雇用の面も含め、中長期的な視点が必要であり、この方針策定のもと、設備の運用や修繕方針を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第17号「平成28年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第22、議案第18号「平成28年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第18号「平成28年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,263万2,000円で、前年度に対し412万円の減額となっております。これは主に委託料の減額によるものでございます。

なお、詳細につきましては、ごみ処理施設建設課長から御説明申し上げます。

ごみ処理施設建設課長（矢野明彦）

平成28年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。

1款1項1目1節のごみ処理事業費国庫補助金554万4,000円につきましては、循環型社会形成の推進に必要なごみ処理施設の整備事業を実施するにあたり、国から交付される交付金でございます。

2款1項1目1節の繰入金5,448万8,000円につきましては、一般会計からの負担金の繰入りで、前年度に対し1,216万4,000円の減額でございます。

3款1項1目1節の繰越金260万円につきましては、前年度執行残見込額による繰越金でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。

1款衛生費、1項ごみ処理事業費、1目事業総務費につきましては6,163万2,000円で、前年度に対し412万円、6.3%の減額でございます。

2節給料の1,737万2,000円、3節職員手当等の1,632万円、4節

共済費の577万4,000円につきましては、職員4人分の人件費で、前年度に対し合わせて211万2,000円の増額でございます。

8節報償費の12万円につきましては、ごみ処理施設整備基本計画の策定にあたり、学識経験者から専門的な視点でアドバイスをいただく予定をしており、その2人分の報償費でございます。前年度に対し25万5,000円の減額でございます。

9節旅費の33万7,000円につきましては、ごみ処理施設に関する先進地視察の旅費などで、処理方式や事業方式について異なる施設を対象に視察を行い、今後の施設整備を検討する上で参考としてまいります。前年度に対し6万5,000円の増額でございます。

11節需用費の67万9,000円につきましては、事務用消耗品や書籍などの消耗品費のほか、印刷製本費として事業の進捗状況等に関する情報提供のための両市の広報紙への掲載費用などで、前年度に対し36万5,000円の減額でございます。

13節委託料の1,996万1,000円につきましては、新しいごみ処理の整備に必要となる基本的事項を整理する、ごみ処理施設整備基本計画作成等業務委託料、27年度に引き続き施設の建設に伴い環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行う環境影響評価業務委託料などを計上しております。ごみ処理基本構想等作成業務委託が27年度に完了となることなどから、前年度に対し632万5,000円の減額となっております。

14節使用料及び賃借料の16万4,000円につきましては、出張の際の有料道路通行料や環境影響評価に関する説明会用の会場使用料、27年度に引き続き開催を予定しております先進地市民見学会のバスの借上料で、前年度に対し17万9,000円の減額でございます。

18節備品購入費の74万1,000円につきましては、ごみ処理施設の整備に向け、敷地や施設計画の図面等の読み込みや編集をするため、パソコン及びプリンターを各1台ずつ新規購入するものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金の14万4,000円につきましては、全国都市清掃会議への負担金などで、前年度に対し8万6,000円の増額でございます。

2款1項1目予備費につきましては、100万円でございます。

12ページから17ページまでは給与費明細書でございますので、御参照いただき、説明は省略させていただきます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書につきまして、環境影響評価の手續として27年度の環境配慮書に引き続き、28年度は方法書の手續きを実施してまいりますが、方法書から評価書の作成を一連の業務と捉え、31年度までの4カ年の債務負担行為とするもので、29年度から31年度までの支出予定額は1億7,380万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番（神野久美子）

2点、お願いします。

1款1項1目13節委託料、ごみ処理施設整備基本計画作成等業務委託料、環境影響評価業務委託料をどのようなスケジュールで実施されるか、もう1点、1款1項1目19節負担金補助及び交付金の新規で、全国都市清掃会議負担金とはどのようなものかお伺いします。

ごみ処理施設建設課長（矢野明彦）

御質問の1点目、1款1項1目13節委託料、ごみ処理施設整備基本計画作成等業務委託料、環境影響評価業務委託料のスケジュールについてでございますが、ごみ処理施設整備基本計画作成等業務委託料につきましては、処理方式及び処理フローの検討、施設配置や動線計画など施設の整備に必要な基本的事項を2カ年で整理する予定をしております。28年度は施設整備の概略を整理し、29年度までには基本計画を策定する予定でございます。

次に、環境影響評価業務委託につきましては、今年度、事業の検討段階において、環境保全のために配慮しなければならない配慮書の手續きを進めましたので、平成28年度には手續きの第2段階としてどのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという方法書の作成を行うもので、12月頃に公表し、市民説明会や縦覧による意見聴取を実施する予定でございます。その後の手續としまして、29年度か

ら30年度にかけて方法書に基づいて調査・予測・評価を実施し、31年度までには準備書及び評価書を作成する予定でございます。

御質問の2点目、1款1項1目19節負担金補助及び交付金の新規で、全国都市清掃会議負担金とはどのようなものかについてでございますが、全国都市清掃会議は、廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図る目的で設立された公益社団法人でございます。市区町村等約700の会員が参加しており、事業内容はごみ処理施設を建設する場合の計画づくりなどの技術的な指導や支援、廃棄物処理に関する研究事例発表会の開催、月刊機関誌の発行などを行っておりますので、新しいごみ処理施設の整備に向けた情報収集等のために参加するもので、負担金は入会金及び年会費でございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

12番（夏目豊）

2点お願いします。

7ページ、1款1項1目1節ごみ処理事業費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金の内容と算出根拠についてお伺いします。

2点目、9ページ、1款1項1目13節委託料、ごみ処理施設整備基本計画作成等業務委託料で、28年度の具体的な取り組みについて伺います。

ごみ処理施設建設課長（矢野明彦）

御質問の1点目、1款1項1目1節ごみ処理事業費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金の内容と算出根拠についてでございますが、内容につきましては、市町村等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するにあたり、その事業に要する経費に充てるため、国が交付する交付金でございます。今回対象となる事業は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設及び施設整備に関する計画支援事業で、28年度は、ごみ処理施設整備基本計画作成等業務委託及び環境影響評価業務委託が交付対象でございます。

算出根拠は、交付対象事業に要する費用に交付率3分の1を乗じて算出された額を交付限度額とするもので、ごみ処理施設整備基本計画作成等業務委託に対する交

付金が374万4,000円、環境影響評価業務委託に対する交付金が180万円、合計で554万4,000円を予定しております。

御質問の2点目、13節委託料、ごみ処理施設整備基本計画作成等業務委託料で、28年度の具体的な取組みについてでございますが、基本計画の内容としましては、処理方式及び処理フローの検討、施設配置や動線計画、環境保全計画、エネルギー利用計画、PFI導入可能性調査といった項目を整備するもので、こうした項目についてメーカーへのアンケート調査を実施し、学識経験者から専門的な視点でアドバイスをいただき、2カ年で基本計画を策定する予定でございます。28年度はメーカーへのアンケート調査に向け、メーカーからの聞き取りなどを行い、施設整備の概略を検討してまいります。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第18号「平成28年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第23、議案第19号「平成28年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

看護専門学校長（竹内晴子）

ただいま上程されました議案第19号「平成28年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,517万2,000円で、前年度に比べ74万円の増額となりました。

なお、詳細につきましては、庶務課長より御説明申し上げます。

庶務課長（前田達郎）

平成28年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入から御説明申し上げます。

1款1項1目1節の看護専門学校使用料の1,620万6,000円につきましては、看護専門学校授業料及び行政財産の目的外使用を許可しております電柱等の土地使用料でございます。

1款2項1目1節の看護専門学校手数料の340万4,000円につきましては、受験料、入学金などでございます。

2款1項1目1節の土地建物貸付料の34万7,000円につきましては、ジュース等の自動販売機設置に伴う行政財産有償貸付契約による貸付料と電気代の合計でございます。

3款1項1目1節の繰入金の1億2,916万8,000円につきましては、一般会計から特別会計へ繰り入れるものでございます。

4款1項1目1節の繰越金の600万円につきましては、前年度執行残見込み額による繰越金でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

5款1項1目1節の雑入の4万7,000円につきましては、臨時職員6人分の雇用保険被保険者負担金などでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

続きまして、3の歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目事業総務費につきましては1億3,288万2,000円、前年度

に対し133万5,000円、1%の減でございます。昨年より予算額が減となった主な理由といたしましては、平成27年度末に再任用職員1名が任期満了による退職のため、再任用職員1名分の人件費が減額されるものでございます。

2節給料の5,724万6,000円、3節職員手当等の4,286万円、4節共済費の1,888万4,000円につきましては、常勤職員13人分の人件費でございます。

7節賃金の116万9,000円につきましては、図書整理等を行う臨時職員1人分でございます。

11節需用費の753万1,000円につきましては、学校管理のための消耗品、光熱水費などでございます。

12節役務費の103万8,000円につきましては、電話、切手、学生メール連絡網などの通信運搬費、教員の実習服のクリーニング代などの手数料などでございます。

13節委託料の359万7,000円につきましては、職員の健康診断等を公立西知多総合病院で実施することにより発生する委託料及び清掃委託料などでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料の39万1,000円につきましては、電子複写機借上料などでございます。

19節負担金補助及び交付金の14万9,000円につきましては、職員福利厚生補助金でございます。

27節公課費の1万7,000円につきましては、学校が所有する車両の自動車重量税でございます。

次に、1款1項2目看護専門学校費につきましては2,179万円、前年度に対し207万5,000円、10.5%の増でございます。昨年より予算額が増となった主な理由といたしましては、臨地実習指導の充実を図るため、非常勤職員に係る経費が増額となったためです。

まず、4節の共済費につきましては、短時間労働者に対する厚生年金、健康保険の適用の拡大に伴いまして、28年度10月から社会保険に新たに加入する非常勤職員5名分と、既に参加している1名分を合わせた6名分の社会保険料等が計上さ

れており、前年度より79万5,000円の増となっております。

次に、7節の賃金につきましては、実習指導の充実を図るため、非常勤の教員を1人増員して、前年度より143万5,000円の増となっております。

8節の報償費のうち入学試験問題作成等謝礼金は、例年11月に実施している推薦入学の一般教養の問題作成及び採点、また1月に実施している一般入学試験3科目分の問題作成及び採点の謝礼です。

9節の旅費は、教員の知識及び教授力の向上を図るための研修旅費、実習施設との事務連絡を計上してあります。

11節の需用費につきましては、消耗品では教員が実習で使用するナース服を27年度に購入したため、その分を減額し、30万9,000円の減となっております。

13節の委託料は、実習委託料の単価の見直しをしたため、前年度より増となっております。

14節使用料及び賃借料につきましては、医師等講師送迎用自動車借上料などでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

18節備品購入費につきましては、女性導尿モデルや沐浴人形などの教材備品を計画的に更新するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、専任教員のスキルアップをするための研修参加負担金などを計上しています。

2款予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上させていただきました。

16ページからは給与費明細書でございますので、御参照いただいで、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番（神野久美子）

1点、お願いします。1款1項2目13節委託料、実習委託料が増額となった理

由は何かお伺いたします。

庶務課長（前田達郎）

御質問の1款1項2目13節委託料、実習委託料が増額となった理由は何かでございますが、実習にあたり、公立西知多総合病院では、実習できない科目を八事病院を始め外部の医療施設等で実習をお願いしています。この実習を依頼している施設から単価の増額の要望が、近隣の看護学校の単価を参考にし、東海市・知多市の両市及び組合関係施設以外は1日1人1,000円に統一したことにより、前年度より53万8,000円増額となっております。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

12番（夏目豊）

2点お願いします。1点目は、11ページ、1款1項1目2節給料、27年度14人から28年度に13人となっておりますが、職員減の影響はないかお伺いします。

2点目は、15ページ、1款1項2目19節負担金補助及び交付金の教員養成講習参加負担金が減額されていますが、この理由についてお伺いします。

以上2点、よろしくお願いします。

庶務課長（前田達郎）

御質問の1点目、1款1項1目2節給料、27年度14人から28年度は13人となっているが、職員減の影響はないかでございますが、27年度の14人の内訳は、校長を始め教員が11人、再任用教員の1人、及び事務職員が2人の体制です。27年度予算において、27年度末に再任用職員が退職することを考慮して、今年度当初から専任教員1名分の増員がされ、現在、約1年間の教員養成研修に参加しています。28年度は再任用教員1人が退職し、減員となりますが、教員養成研修を終えた専任教員が授業を受け持つことにより、十分な教育体制が確保でき、影響はないものと考えております。

次に、御質問の2点目、1款1項2目19節負担金補助及び交付金、教員養成講習参加負担金が減額されている理由についてでございますが、教員養成講習の研修コースは、長期研修コースと短期研修コースの2種類があります。27年度は約1年間の長期研修コースに参加しております。28年度につきましては、5日間の短

期研修コースで教員のフォローアップを計画しているためのものがございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第19号「平成28年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて日程第24、議案第20号「平成28年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

病院事務局長（天木洋司）

ただいま上程されました議案第20号「平成28年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について御説明を申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第2条は業務の予定量で、病床数は、一般病床468床、年間患者数は、入院患者数12万8,480人、外来患者数20万8,980人、1日平均患者数は、入院患者数352人、外来患者数860人を予定し、主要な建設改良事業では、建設改良費として駐輪場整備工事費653万円、資産購入費として医療機器等の購入費1億111万円を予定いたしました。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款病院事業収益は114億8,410万円、支出の第1款病院事業費用は124億8,862万円を予定いたしました。

第4条は資本的収入及び支出の予定額で、2ページをお願いいたします、収入の第1款資本的収入は7億5,937万円、支出の第1款資本的支出は13億9,100万円を予定いたしました。

第5条の企業債は、医療機器等整備事業として8,880万円を限度額として予定をいたしました。

第6条は一時借入金の限度額を15億円とし、3ページをお願いいたします、第7条は経費の流用ができる場合を、第8条は議会の議決を経なければ経費の流用ができない場合を定めております。

第9条は一般会計から補助金を受ける金額を3億8,107万円とし、第10条は棚卸資産の購入限度額を22億3,850万円といたしました。

詳細につきましては、管理課長から御説明を申し上げます。

管理課長（深谷篤孝）

平成28年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

26ページをお願いいたします。

平成28年度西知多医療厚生組合病院事業会計予定額明細書により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款病院事業収益、1項1目入院収益66億8,096万円の計上で、1日平均患者数352人で見込み、2目外来収益25億776万円の計上で、1日平均患者数を860人で見込んだものでございます。

3目その他医業収益11億2,923万円の主な内容は、個室使用料、予防接種、集団検診、人間ドック、個人健診などの収益及び救急医療の確保などに要する経費として収入する一般会計負担金でございます。

続きまして、2項医業外収益は11億6,515万円の計上で、主な内容は、2目他会計補助金で、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費などの一般会計補助金、4目他会計負担金でリハビリテーション及び高度医療に要する経費などに係

る一般会計負担金、右のページに移っていただき、中ほど6目退職手当相当額負担金1億3,480万円は、職員の身分移行に伴う退職手当相当額に係る一般会計負担金でございます。

1枚はねていただき、28ページをお願いいたします。

続きまして歳出でございます。

1款病院事業費用、1項1目給与費64億3,160万円の主な内容は、常勤医師70人、看護師365人など、職員598人分の人件費でございます。

2目材料費20億6,764万円の主な内容は、8節薬品費、9節診療材料費で、3目経費21億1,420万円の主な内容は、18節光熱水費として施設の電気料金やガス料金など、

右のページ、29ページをお願いいたします。

22節修繕費として、医療機器及び建物等施設などの修繕料、24節賃借料として、白衣等や医療機器などの借上料、26節委託料として、医療事務、医事業務等、給食業務、医療機器保守及び施設管理運転などの委託料、1枚はねていただき、30ページをお願いいたします、30節手数料として、臨床検査などの手数料でございます。

4目減価償却費15億2,405万円は、建物、建物附属設備、器械備品などに係る減価償却費でございます。

右のページ、31ページをお願いいたします。

2項医業外費用2億3,320万円は雑損失など、3項特別損失は503万円で、1目過年度損益修正損などでございます。

4項予備費は1,000万円の計上でございます。

1枚はねていただき、32ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項1目企業債8,880万円の計上は、医療機器等整備事業に係る借入れ、2項1目他会計負担金6億2,043万円は企業債償還元金に係る負担金で、3項1目他会計補助金5,004万円は看護師等修学資金に係る補助金で、4項1目長期貸付金返還金は10万円を計上でございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出、1項1目建設改良費653万円の主な内容は、1節工事請負費

は駐輪場整備工事費でございます。

2目資産購入費1億111万円は、医療機器等の購入費及びリース資産の購入費でございます。

2項1目企業債償還金12億3,322万円は、医療機器等の企業債償還元金でございます。

3項1目長期貸付金は、看護師等養成施設卒業後、組合の設置する病院に勤務を希望する者に修学資金を貸与するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番（神野久美子）

お願いいたします。1款1項3目その他医業収益の人間ドック健診の件数、単価はどのようなか、2点目が1款1項3目1節室料差額収益と2節公衆衛生活動収益と3節医療相談収益が昨年比減額となった理由は何か、3点目、1款1項1目1節給料で、昨年比7人の医師が減となったが、どの診療科か、4点目、1款1項2目10節給食材料費の増額の内容は、5点目が、1款1項3目26節委託料の施設管理運転等委託料の減額の理由は何か、医療機器等保守委託料の増額の理由は何か、新規の電子計算機システム改修委託料は何か、以上、お願いいたします。

健診事務課長（杉山誠一）

御質問の1点目、6ページ、1款1項3目その他医業収益の人間ドック健診の件数、単価はどのようなかについてでございますが、人間ドック等の件数につきましては、平成27年度の実績を踏まえ、人間ドック3,450件、定期健診、協会けんぽ生活習慣病予防健診、特定健診を含む一般及び企業健診1万3,500件、東海・知多両市職員及び病院職員健診4,151件、両市の特定健康診査3,860件を見込んでございます。単価は税込みで人間ドック3万2,720円、定期健診9,720円、協会けんぽ、生活習慣病予防健診1万8,514円、特定健診7,020円などで、27年度の単価を据え置いた金額でございます。

続きまして、御質問の2点目、26ページ、1款1項3目1節室料差額収益、同2節公衆衛生活動収益、同3節医療相談収益が昨年比減額となった理由は何かにつ

いてでございますが、まず、室料差額収益の昨年比減額の理由は、平成27年度は全病棟の稼働を前提とした積算でございますが、現在、7階2病棟の休床、分娩を行っていないことによる5階東病棟における産科での個室利用がないなどの影響による個室利用減の要因があり、平成28年度において7階1病棟の運用を開始する見込みであることなどを配慮した上で減額計上としたものでございます。

次に、公衆衛生活動収益減額の理由は、小児科での予防接種実績の減によるもの、産婦人科の妊婦健診を計上していないこと、特定健康診査実績の減によるものでございます。

最後に、医療相談収益減額の理由は、主に平成27年度の定期健診、特定健診実績の減に伴うものでございますが、開院に伴い、両市市民の皆様や両市企業各社に対して院内での各種健診実施について周知不足や午後からの健診拡大等について御理解が及んでいない点もございましたので、今後、積極的にPRや働きかけを強化してまいります。

以上です。

管理課長（深谷篤孝）

御質問の3点目、28ページ、1款1項1目1節給料で、昨年比7人の医師が減となったが、どの診療科かでございますが、27年度当初予算を作成する時点では、5月の新病院開院を前に大学医局による人事異動や医師派遣数の変化が多く、診療科で行われる可能性があり、その対応として多くの診療科での増加を見込み、医師数は77人を想定いたしました。平成28年度の当初予算編成に当たりましては、27年度在籍の医師数と大学医局による人事異動を勘案して70人とし、昨年度より7人の減となったものでございます。

続きまして、御質問の4点目、28ページ、1款1項2目10節給食材料費の増額の内容についてでございますが、濃厚流動食、栄養補助食品等の調理する必要のない給食材料につきまして、当初、給食業務委託に含めることとしておりましたが、病院の直接調達に変更し、給食材料費により支出することとなったため、平成28年度の予算におきましては、給食業務委託料を減額し、給食材料費を増額しているものでございます。

続きまして、質問5点目、29ページ、1款1項3目26節委託料の施設管理運転等委託料の減額の理由は何か、また、医療機器等保守委託料の増額の理由は何か

でございますが、施設管理運転等委託料につきましては、平成27年度の契約に向けプロポーザルを実施し、優先交渉権者と仕様内容を調整した結果、当初予定していなかった積算額を下回る金額で契約に至ったため、平成28年度予算につきましては、契約金額に合わせて減額となったものでございます。また、医療機器等保守委託料につきましては、開院時に新規購入した医療機器の無償保証期間が終了するため、患者の生命維持、病院運営等への影響を精査し、故障による影響が大きな医療機器につきまして、新たに保守委託、または点検委託を計上したため、増額となったものでございます。

医事課長（岩堀良治）

御質問の6点目、新規の電子計算機システム改修委託料は何かについてでございますが、5件の改修を予定しており、1件目は様式の変更が予定されている市特定健診問診票の読み取りを行うOCR（光学文字認識）機能を保持するための改修でございます。

2件目は、当院が来年度4月からDPC（診断群分類）による包括医療費支払い制度を導入するにあたり、その運用に対応するための改修でございます。

3件目は、がん登録等の推進に関する法律の施行に伴い、全国がん登録の届出に必要な情報の登録処理に対応するための改修でございます。

4件目は、患者さんのバイタルサイン、いわゆる血圧、呼吸、脈拍、体温の情報をシステムに取り込むための改修でございます。

5件目は、乳腺外科診察室において、マンモグラフィーの画像診断を行うため、マンモグラフィー専用の高精細モニターの運用ができるようにするための改修でございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

7番（辻井タカ子）

最初に、27ページの7目2節病院建物使用料及び病院土地使用料の相手方及び契約内容と、その個々の金額はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

2点目は、28ページの4節賃金です。医師の賃金ということで、前年度は101人となっております。医師の減の中で、賃金での医師の配置をどのように計画

をされ、診療など対応の考えをされてみえるのかということについてお尋ねをいたします。

29ページ、26節給食業務委託についてでございます。安心・安全という観点から、地元食材の利用拡大の問題と職員体制をどのように進められてきているのかという点についてお尋ねをいたします。

以上です。

管理課長（深谷篤孝）

御質問の1点目、27ページ、7目2節病院建物使用料、病院土地使用料の相手方、契約内容とその金額についてでございますが、病院建物使用料につきましては、売店等設置運営、自動販売機設置、床灯台等設置運営及び院外処方箋受付に対しての貸付契約を締結しております。契約内容、相手方、契約金額でございますが、売店等設置運営では、売店、カフェ、職員食堂の設置運営のため、株式会社文教に貸付け、金額は売店の月間売上額の11%を乗じた額で、年間約1,160万円を予定しております。自動販売機設置では、飲料等の自動販売機の設置、管理等のため、10台分をコカ・コーライーストジャパン株式会社、3台分をトーヨーベンディング株式会社に貸付け、金額は合計13台分で、年間2,070万円を予定しております。

病院土地使用料につきましては、駐車場、電柱及び郵便ポストについて、土地使用料を徴収しておりますが、主なものは駐車場料金で、外来受診の患者さん等減免対象となる方以外の利用者から、最初の1時間は無料、それ以降は1時間当たり100円を徴収しております。土地使用料の合計金額としましては、2,880万円を予定しております。

続きまして、御質問の2点目、28ページ、4節賃金、医師賃金102人の診療などに対応の考え方はどうかについてでございますが、患者数などから常勤医師のみでは対応が困難な診療科や高度な専門的治療を行う場合、また、高度な技術を要する手術を実施する場合などに非常勤医師を依頼し、対応しております。また、研修医につきましても、非常勤医師の身分として取扱っております。

続きまして、御質問の3点目、29ページ、26節の給食業務委託についてで、地元食材利用、職員体制はどのように進められてきているのかについてでございますが、食材につきましては、安定した大量納入が確実であり、安全でかつ新鮮なもの

を仕入れることを重点としており、地元の食材につきましては、愛知県産を中心に利用している状況でございますが、今後とも委託業者と協議し、特に東海・知多市両市を中心とした地元食材のより一層の利用促進を要請してまいります。

また、職員体制につきましては、安全でおいしい給食を安定的に提供するため、受託責任者を始めとして、栄養士、調理員等必要な人員を配置して業務を実施しております。

なお、病院といたしましても、管理栄養士を配置し、給食の内容、安全性などを常時確認しております。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

12番（夏目豊）

7点お願いいたします。

1ページ、総則第2条、外来患者数の算出根拠と背景について伺います。

2点目、総則、収益的収入及び支出予算における負担金、補助金の動向について伺います。

29ページ、支出、1款1項3目13節保険料、産科医療補償制度保険料の未計上の理由について伺います。

4点目、同じく29ページ、1款1項3目26節委託料、病院機能評価受審等支援業務委託料の受診までのスケジュールと病院の体制の構築について伺います。

5点目、30ページ、1款1項3目27節諸会費、新規計上項目の理由と効果について伺います。

6点目、30ページ、1款3項3目29節広告料増額理由についてお伺いをします。

最後に7点目、32ページ、資本的収入及び支出の支出で、1款1項2目3節備品購入費、購入する医療機器の内容と効果についてお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

医事課長（岩堀良治）

御質問の1点目、1ページ、総則第2条、外来患者数の算出根拠と背景についてでございますが、算出根拠は本年度8月から10月の外来患者数の実績から得た1

日平均820人、DPC導入による外来での術前検査患者の増加見込み分1日平均40人を加算して、来年度の1日当たり外来患者数を860人と見込みました。これに外来営業日数243日に乗じて20万8,980人といたしました。

27年度予算と比較して外来患者数が減少している理由は、個々の医師が外来の診療以外に手術、特殊検査など、より専門的で複雑な入院診療を行いながら、更に時間外救急診療を掛け持ちしている現状から、これ以上の外来患者受入れは難しい状況にあると考えております。また、外来待合の収容能力、駐車場の収容能力から見ても妥当な患者数と考えております。

以上でございます。

管理課課長（岡田光史）

御質問の2点目、総則、収益的収入及び支出予算における負担金、補助金の動向についてでございますが、平成28年度予算におきましては、医業収益で負担金として他会計負担金4億820万円、医業外収益では負担金として他会計負担金5億1,298万円と、退職手当相当額負担金1億3,480万円の合計6億4,778万円、補助金としては他会計補助金3億3,103万円で、収益的収入の負担金及び補助金の合計額は13億8,701万円を予定しております。

地方公営企業の繰出基準外経費としましては、平成27年度決算は、医業外収益の他会計補助金で3億209万円を繰入れしていただく予定となっておりますが、平成28年度は、2億6,822万円減額の3,387万円となっております。

また、今後の見通しといたしましては、経営の安定稼働により繰出基準の範囲内の繰入れとしていく予定でございます。

続きまして3点目、1款1項3目23節保険料、産科医療補償制度保険料の未計上の理由についてでございますが、現在、当院では分娩の取り扱いができない状況であり、現時点では開始時期も未定のため、保険料の予算計上をしておりませんが、分娩の開始時期が決まりました際には、適切に予算措置を行い、補償制度への加入をしてまいります。

続きまして4点目、1款1項3目26節委託料、病院機能評価受審等支援業務委託料の受審までのスケジュールと病院の体制の構築についてでございますが、受審までのスケジュールにつきましては、平成28年4月に支援業務の委託業者を決定し、5月より受審準備に取りかかり、院内での自己評価、課題の抽出、評点改善な

どを行います。受審については、平成29年度の中頃を予定しております。

病院の体制につきましては、各部門から代表者を選抜し、病院機能評価委員会を立ち上げ、委託業者の支援を受けながら、各領域、各部門における受審準備の取りまとめ、進捗管理を行う予定でございます。

続きまして5点目、1款1項3目27節諸会費、新規計上項目の理由と効果についてでございますが、新規計上項目については、平成27年度予算までは、その他会費として一括計上しておりましたが、加入団体の規模等を考慮し、主要団体分について、今回より詳細を記載することとしたものでございます。また、加入効果としましては、医療制度や医療の質の向上、その他病院に係る諸制度等の情報の入手、関連行政機関及び病院相互の連携を図ることができるものでございます。

続きまして6点目、1款3項3目29節広告料増額理由についてでございますが、主な増額要因としましては、看護師募集に係る広告料で、看護師不足解消対策の一環として、看護学生対象の就職フェアへの出展回数を増やし、病院の知名度向上や勤務環境の紹介などにより、一人でも多くの看護学生に当院の魅力を感じていただけるよう、多様な方法でのピーアールを行うものでございます。

続きまして7点目、資本的支出の支出1款1項2目3節備品購入費、購入する医療機器の内容と効果についてでございますが、開院に必要な医療機器につきましては、新規購入及び東海・知多両市民病院からの移設で対応いたしました。平成28年度に更新する医療機器につきましては、現在、診療開始後の使用状況、移設機器の状態等を考慮し、病院整備委員会において必要機器の選定を行っております。具体的内容は、現時点では決まっておりますが、必要性を見極め、できる限り早い時期に決定してまいります。

また、効果につきましては、診療機能の維持はもちろんのこと、医療の高度化への対応、患者への負担軽減、処置・検査の時間短縮、精度の向上などの観点から選定してまいります。

以上でございます。

議長（早川直久）

ほかにありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(なしの声)

議 長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第20号「平成28年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際、これを許します。

管理者（宮島壽男）

議長のお許しをいただきまのしたので、第1回定例会の閉会に当たりまして一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は慎重に御審議をいただきまして御議決を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。今後とも議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（早川直久）

これもちまして、平成28年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。終始御協力ありがとうございました。

これより10分間の休憩をとりまして、2時50分より、この場所で全員協議会を開催したいと存じますので、関係者の方はよろしくお願いたします。

(2月18日 午後 2時38分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年2月18日

西知多医療厚生組合議会 議長 早川直久

3番署名議員 田中雅章

12番署名議員 夏目豊